## 本日の会議に付した事件

平成26年第4回山元町議会定例会 (第4日目) 平成26年12月15日(月)午前10時

- 日程第 会議録署名議員の指名 1 日程第 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度山元町一般会計 2 補正予算・専決第1号) 日程第 3 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度山元町一般会計 補正予算・専決第2号) 議案第56号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 日程第 4 日程第 議案第57号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 5 を改正する条例 山元町議会議員の職員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 日程第 6 議案第58号 部を改正する条例 日程第 山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改 7 議案第59号 正する条例 日程第 議案第60号 山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例 日程第 議案第61号 平成26年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事(その 1)請負契約締結について 日程第10 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について 日程第11 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について 日程第12 議案第64号 日程第13 議案第65号 災害廃棄物処理の事務の委託の廃止について 日程第14 議案第66号 平成26年度山元町一般会計補正予算(第3号) 日程第15 議案第67号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 日程第16 議案第68号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) 議案第69号 日程第17 平成26年度山元町水道事業会計補正予算(第3号) 平成26年度山元町下水道事業会計補正予算(第4号) 日程第18 議案第70号 議案第71号 平成26年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事請負契 日程第19 約(その2)の締結について 日程第20 議案第72号 平成26年度 復興交付金事業 町道4164号浅生原笠野線道路改 良工事請負契約(その1)の締結について
- 日程第22 議案第74号 和解について

議案第73号

- 日程第23 議案第75号 土地の取得について
- 日程第24 議案第76号 平成26年度山元町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第25 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

工事外請負契約の変更について

日程第26 議員派遣の件

日程第21

平成25年度 債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備

日程第27 閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 委員会審査期限延期の件

## 午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) ただいまから、平成 2 6 年第 4 回山元町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

税務納税課長平田篤司君から会期中の会議を欠席する旨の届け出がありましたが、本日の会議に出席する旨届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、4番菊地八朗君、 5番竹内和彦を指名します。

議長(阿部 均君)これから議長諸報告を行います。

陳情の受理、陳情 2 件が提出されたので、その写しを配布しております。

長送付議案等の受理。町長から議案等7件が提出され、これを受理したのでその写し を配布しております。

委員会調査報告書及び継続調査申出書の受理。各常任委員会委員長から閉会中の調査 報告書及び閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告。お手元に配布のとおり議長において決定したので報告します。

議員派遣結果報告書の受理。議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布 しております。

委員会審査の期限、総務民生常任委員会委員長から委員会審査期限延期要求書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長 (阿部 均君) 執行部への申し入れをいたします。

さきの岩佐 隆議員への一般質問の中で、答弁を省略する行為がありましたが、今後本会議での質問・質疑の答弁は省略することなく答弁を行うよう申し入れをいたします。

議 長(阿部 均君)日程第2.承認第7号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、承認第7号、専決処分の承認を求めることに ついてご説明いたします。

平成26年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

専決処分書でございます。平成26年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年10月6日付で専決処分しております。

さらにもう1枚おめくりいただきたいと思います。

平成26年度山元町一般会計補正予算・専決第1号でございます。第1条をご覧ください。補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ800万円を追加、増額しまして、その結果、歳入歳出予算の総額が215億2,156万5,000円となっております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

第2款総務費第2項徴税費第1目徴税総務費でございますが、償還金利子及び割引料といたしまして800万円計上しております。これは、過年度に受け入れた町税のうち、今年度に歳出予算を計上して還付する額が当初から大幅に増加する見込みとなったことから補正するものでございます。主な増加要因といたしましては、個人町民税については雑損控除遡及適用による還付額の増額や還付加算金の追加支払いが生じたこと、法人町民税については昨年度中間申告により納付いただいたものが決算を経て還付額の増加になったことが挙げられます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算を御説明いたします。 5ページをお開き願います。

第18款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございますが、こちらの財源を 財政調整基金の繰入金ということで歳出予算と同額の800万円を計上しております。

以上が歳入予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから、質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから承認第7号専決処分の承認を求めることにについて (平成26年度 山元町一般会計補正予算・専決第1号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第3. 承認第8号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、引き続きまして承認第8号、専決処分を求めることについてご説明いたします。

11月21日に衆議院が解散され、総選挙が行われることに伴いまして、今回専決処分を行っております。

1枚おめくりいただきたいと思います。

専決処分書でございます。平成26年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しております。

なお、専決処分の日につきましては、衆議院の解散した日、11月21日とさせてい ただいております。

さらに、もう1枚おめくりいただきたいと思います。

平成26年度山元町一般会計補正予算・専決第2号でございます。第1条をご覧ください。今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ774万9,000円を増額し、その結果、歳入歳出予算の総額が215億2,931万4,000円になっております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

第2款総務費第4項選挙費第6目衆議院議員総選挙費でございますが、774万9, 000円計上しております。こちらにつきましては、昨日、14日に実施されました第 47回衆議院総選挙の投票所、開票所、ポスター掲示板関係の経費及び職員時間外勤務 手当など、選挙事務に要する経費でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算をご説明いたします。

5ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第3項委託金第1目総務費委託金といたしまして、685万2, 000円を計上し、不足する89万7,000円につきましては、財政調整基金の取り 崩しにより対応いたします。

以上が歳入予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (阿部 均君) これから、質疑を行います。 ——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから承認第8号専決処分の承認を求めることにについて(平成26年度 山元町一般会計補正予算・専決第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

議 長(阿部 均君)日程第4.議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、議案第56号、山元町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

> お手元に配布しております条例議案の概要に基づき説明をさせていただきますので、 別紙概要書をご覧願います。

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第56号、山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、条例改正の趣旨につきましては、本年8月7日付の国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告の趣旨を踏まえ本町職員の給料月額の改定等を行うため提案するものでございます。なお、人事院勧告につきましては、公務員の労働基本権制約の代償措置として、公務員の給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを基本に勧告がなされるものであり、我が町におきましては、これまでもこの勧告に準拠して給与の改定を行ってきたところでございます。

次に、具体の改正内容についてでございますが、骨子は官民格差に基づく給与水準の 改定というふうなことで、大きく3点ございます。

まず、1点目は、給料表の改定でございます。これは民間給与との格差を解消するため、世代間の給与配分を図る、若年層を重点に給料表を平均0.27パーセント引き上げるものでございます。なお、この部分につきましては、本年4月からの遡及適用というふうなことになります。

次に、2点目、期末・勤勉手当の改定でございます。

現在、年間支給で3.95月分でございますが、これを年間0.15月分引き上げ、4.10月分にするものでございます。なお、期末・勤勉手当のうち、勤勉手当に配分をするということで、これにつきましては12月支給分から適用するというようなことでございます。

そして、3点目でございます。通勤手当の改正でございますが、自動車等使用者に係る通勤手当の引き上げでございまして、これは距離数に応じて月額で100円から最大7,100円引き上げるものでございます。これにつきましても、本年4月に遡及適用するというふうなことでございます。

ただいまの内容を改正した場合に、どれぐらいの影響が出てくるかという部分を試算したものがお手元の表の部分でございます。こまく説明はいたしませんが、例示をさせていただきます。主事クラスであれば、これは高校卒業、15年程度、大卒であれば11年程度勤務した職員ですと、給料は2級、28号俸を給されるというふうなことでございます。これが、改正がなければこの人勧前の欄の給与額になりまして、年間で374万ほどでございます。これを人事院勧告を反映した場合の影響としまして、人勧後の欄、380万ほどに増額になるということで、差し引き6万2,000円ほど改定増になるというふうなことでございます。以下、主査、班長、課長、技能労務職、これは代表的な例示というふうなことでお示しをさせていただいておりますので、ご理解を賜り

ますようお願いいたします。

なお、今改正により、通勤手当及び共済費等への給与改定に伴うはね返り分を含めた一般職全体189名の合計では、約1,765万5,000円程の影響額が生じてまいるというふうなことでございます。

次に、施行期日の関係でございますが、改正内容でも触れさせていただきましたが、 基本的には交付の日とし、そして具体の部分でございますが、給料表の改正及び通勤手 当額の引き上げにつきましては、本年4月1日に遡及し、そしてまた、勤勉手当の改正 につきましては、本年12月1日にそれぞれ遡及し、適用するというふうな内容でござ います。

以上、ご説明を申し上げました。ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、 説明とさせていただきます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第56号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第5.議案第57号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。次に、議案第57号、山元町特別職の職員で常勤のものの給 与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

別紙の概要書をご覧いただきたいと存じます。

議案第57号、山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例についてでございますが、本条例の改正につきましても、人事院勧告に 準拠し、特別職の期末手当の改定を行うため提案するものでございます。

改正内容につきましては、これも基本的には一般職同様、官民格差に基づく給与水準 改定というふうなことを趣旨としてございまして、具体の部分でございますが、期末手 当の改定を行うものでございます。具体には、12月分の支給の期末手当でございます が、これは1.55月分でございますが、これを1.70月分に引き上げるということ で、差し引き0.15月分の引き上げというふうなことでございます。 なお、近隣自治体等の動向でございますが、仙南亘理地方町会構成自治体の動向を例にお話をさせていただきますが、構成9町のうち、1町を除き本町を含む8町でこの人事院勧告に準拠し、改正をするというふうなことで、情報として入っておりますのであわせてご紹介をさせていただきます。お手元の表の部分に具体の例示はさせていただいております。区分につきましては、町長、副町長というふうなことで、月数の比較でお話をさせていただきますが、期末手当につきましては、従前、6月分は1.4月、12月分は1.55月ということで、合わせて年間で2.95月でございます。これを改正後の欄をご覧になっていただきますが、6月分については変わりはなく、12月分で0.

15をプラスするということで1.7月、合わせて年間で3.1月、従前と比較し0.

15月分プラスの改定となると。その影響額につきましては、お手元の資料にお示しのとおりでございます。

次に、施行期日でございますが、これにつきましても交付の日からとし、その適用は 12月1日からとなります。以上、ご説明申し上げさせていただきました。ご可決を賜 りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

12番佐山富崇君の討論を許します。

まず、本案に反対者の発言を許します。佐山富崇君登壇願います。

12番(佐山富崇君)はい、議長。私は、反対の立場から討論を行いたいと思います。

人事院勧告に準拠してという説明がありましたが、人事院勧告は私の認識からすれば一般職についての勧告であります。何も準拠する必要はないと、特別職は。まして、あの大震災以来、不自由な生活をしている町民のことを考えれば、他町村は、近隣他町村がいかがなことであっても、この場でさらにまた復興計画が非常に遅れているという状況を考えるとき、特別職の規定を改正する必要はないと、そういう観点から私はこの議案に反対するものであります。特に、特別職は、特別職の報酬審議会というものを設置して、そこでまた見てもらうというような、過去には、過去というよりは今まではそういう形でありました。なぜ今回に限り報酬審議会をなくして一挙に準拠してその支給額を、率を上げるのかという観点からも私は反対といたします。

以上、反対の討論といたします。

議長(阿部 均君)次に、本案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)これで討論を終わります。

議 長(阿部 均君) これから議案第57号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長(阿部 均君)起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第6. 議案第58号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、議案第58号、山元町議会議員の議員報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。 別紙の概要書に基づき説明をさせていただきますので、概要書をご覧いただきます。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第58号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例の改正の趣旨につきましても、非常勤特別職である議会議員の期末手当について、常勤特別職同様、人事院勧告に準拠し改正をすべく提案するものでございます。

改正内容についてでございます。これも、官民格差に基づく給与水準改定というふうな趣旨に則しまして、期末手当の改定を行うものでございます。期末手当の12月支給分1.55月を1.70月、年間で0.15月引き上げる改正でございます。具体の影響でございますが、お手元の表に議長、副議長、議員ということで列記をしてございますが、現行の期末手当改正前支給率、これにつきましては表記載のとおり6月については1.4月、12月については1.55月、合わせて年間で2.95月でございます。これを改正後にあっては6月分については1.4月そのまま、12月分を0.15月引き上げ1.7月とし、年間で0.15月引き上げるものでございます。議長、副議長、議員の各影響額等につきましては、この表記載のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

なお、施行期日でございますが、公布の日とし、適用日につきましては本年12月1日とするものでございます。ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 —— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 —— 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。12番佐山富崇君登壇願います。

12番(佐山富崇君)はい、議長。前の57号に引き続きまして、本案の58号につきましても反 対の討論をいたしたいと思います。 理由は、先ほど申し上げましたとおり、特別職でありますので、人事院勧告に準拠する必要はないというのが私の考えであります。

また、あの大震災以来、不自由な生活をしている町民のことを思えば、近隣市町が準拠したとしても、本町としてはそれをすべきではないという考えのもとであります。また、先ほどと同じ理由になりますが、報酬審議会を設置し、そこで検討していただくというのが正しいあり方ではないのかと。

つけ加えるに、それでは今の議員報酬はそれで十分かといえば、私はいかがなものかまだ疑問に思っておるところもあります。議員は本来本町では20人でありました。それが現在10人の定足であります。ですから、復興がなって落ち着いたならば、十分これは議論を重ねて、議員の報酬も決定していただき、若い人から立候補してもらうような、そういう議会でなければならないのかなという思いはしております。ただし、今回に限り、今回に限ってというか、今回のこの法案につきましては、反対の立場でございます。よろしくお願いします。

議長(阿部 均君)次に、本案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)これで討論を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから議案第58号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 (阿部 均君) 起立少数であります。

よって、議案第58号は否決されました。

議 長(阿部 均君)日程第7.議案第59号を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。議案第59号、山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等 に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

別紙の概要書をご覧ください。

議案第59号、山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改 正する条例につきましてご説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、これにつきましては、前件同様というふうなことで割愛 をさせていただきます。

改正内容でございますけれども、これにつきましては期末手当の改定を行うものでございまして、12月支給分の期末手当1.55月分を1.70月に改正し、年間で0.

15月分を引き上げるものでございます。

具体の影響部分でございますが、お手元の表に記載のとおりでございます。確認の意味合いから説明をさせていただきますが、現行におきましては6月分1.4月、12月分1.55月の2.95月分を改正後の6月1.4月、12月分1.7月の計3.1月に0.15月分を引き上げるというふうなことでございます。影響額については記載のとおりでございます。

施行期日につきましても、公布の日とし、適用につきましては本年12月1日とする ものでございます。ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせてい ただきます。

議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。12番佐山富崇君登壇願います。

12番(佐山富崇君)はい、議長。反対の立場で討論をいたしたいと思います。

前2案ともと同じ理由でありますが、まずもってあの大震災以来、まだ子供たちは町外から通ってきている子供も多数おる。さらには仮設でまだ生活が落ち着かない子供たちが多数いる。気持ち的にも落ち着かない、そういう観点の中で教育行政業務でありますから、私どもとは違うとは思いますが、もう少し子供たちが落ち着くのを見てからでもよろしいのではないかという観点で、私は反対するものであります。

もちろん、理由としては先ほど申し上げました報酬審議会、あるいは十分なる、その 準拠する必要はないという立場、その辺も、理由も同じでありますが、私は反対であり ます。

以上であります。

議 長 (阿部 均君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで討論を終わります。

議 長(阿部 均君) これから議案第59号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 (阿部 均君) 起立多数であります。

議長(阿部均君)日程第8.議案第60号を議題とします。

本案についての説明を求めます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。それでは、議案第60号、山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

事前に配布の資料No.9番のほうご覧いただければと思います。

議案第60号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

まず、提案理由になります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令、平成26年 政令第365号が平成26年11月19日に交付されました。平成27年1月1日施行 されることに伴いまして、出産一時金等の見直しについて山元町国民健康保険条例の一 部を改正するため提案するものでございます。

1番、改正の内容になります。産科医療補償制度の見直しに合わせ、健康保険施行令等の出産一時金を見直すことから本条例の一部を改正するものです。表をご覧いただきます。現行、改正後というふうなことで比較をしてまいります。

1番、出産一時金につきましては、現行39万円を今回の条例改正によりまして40万4,000円に上げるものでございます。2番、加算額とございますが、こちらは産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合に加算となる額でございます。こちらは給付規則のほうでの改正となります。現行3万円を1万6,000円に改めるものでございます。したがいまして、総支給額になりますが、42万円現行と改正後、これらにつきましては変更等はないということになります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日となります。

以上、議案第65号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決 賜りますようお願いを申し上げます。

- 議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。
  - 7番 (齋藤慶治君) はい、議長。このNo.9 の資料でちょっと確認したかったんですが、②の加算額のところで、産科医療補償制度に加入しているということなんですが、逆に、現実的にこの近隣でこのこういう制度に入っていない産科医というのがどんな現状になっているか、その現状についてちょっと説明を願いたいんですが。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。この医療機関等ですね、こちらのほうには100パーセント加入になっております。全国でも99.8パーセント、東北地方においては100パーセントというようなことでございます。以上です。
- 議 長 (阿部 均君) ほかにありませんか。
  - 2番(岩佐哲也君)はい、議長。ただいまと基本的には同じようなあれなんですが、この改正の趣旨、ねらいはどこにあるんでしょうか。総金額では42万円ということで変わらないということなんですが、中身が振りかわっているということなんですが、この本当のねらいはどこにあるのか。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。まず、その一時金とそれから掛け金というふうなことに 分かれるわけでございますけれども、掛け金につきましては、この昨今の動向を見ます と、出産費少し上がっているような状況がございます。これによりまして引き上げとい

うようなことになったわけでございますが、逆に掛け金等につきましては、これは課金 のほうが剰余金等がございまして引き下げのほうの修正となったというようなことでご ざいまして、それを相殺しますと、現在の実際に引き下げる一時金について維持してい こうというような形になっております。

以上でございます。

- 2番(岩佐哲也君)はい、議長。先ほどの同僚議員の質問によりますと、枠の中の②で、加入していない際の補償制度、加入していない医療機関というのがなくて、100パーセント加入しているんだということであれば、何もいじらなくてもそっくりそのまま対象になるという感じがするんですが、基本的にこの一時出産金を1万4,000円プラスと、そっくり42万円に1万4,000円プラスして、いわゆる出産の補助をするという意味ならわかるんですけれども、中身がいまいち、なぜ変更するのかというのがわからないんですが。これ何か国の方針に沿ってということなんでしょうけど、お金を出す出所が違うだけという意味なのか、その辺もう一度詳しくご説明いただきたいと思います。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。また表のほうをちょっとご覧いただければと思うんですけれども、総支給額42万円というのは、これ変わりないというふうなご説明申し上げました。その中で、出産一時金の部分については、現行39万円なんですが、これについては先ほど説明申し上げましたが、国のほうで動向等調べましたところ、出産費のほうも上がっているので、これのほうは引き上げるというふうな形にしたわけですけれども、同時に政令等の改正のなかで、今度は産科、その掛け金のほうを調べてみたところ、こちらのほうは3万円をこれまでプラスしておったんですが、その3万円をプラスする必要はなくて、掛け金のほうは1万6,000円のほうに下がったというふうなことでございますので、それらを、たまたま同じような金額になっておりますけれども、そのようなそれぞれの一時金の理由、それから掛け金の理由というようなことがあって、現在の額があるというような形にご認識いただければというふうに思います。

以上でございます。

- 2番(岩佐哲也君)はい、議長。そうしますと、②の加算額を現行3万円にした場合、トータルで42万円に1万4,000円プラスということになりますが、1万4,000円にした場合には、年間どれぐらいの給付増になるんでしょうか。まあ、出産するという件数がわかれば当然それを掛ければ出てくるんですけど。増額はどれぐらい、このまま、例えば1万4,000円プラスした場合ですね。どういう金額になるのか。我が町にとってはどういう影響があるのかということのお尋ねします。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。こちらの、最初のほうの影響につきましては、これまで と同様の42万円全体で維持しておりますので、差額といいますか、そういったものの 額のほうの影響はございません。
  - 2番(岩佐哲也君)はい、議長。説明が悪かったかもしれませんが、1万4,000円をプラス、現行のこの②の加算金に3万円そのままにした場合、1万4,000円プラスになりますね、それが年間どれぐらいになりますかと、そうした場合にですね。それの質問だったんです。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。掛け金の部分だけから申しますと、額が小さくなったというふうなことでございます。ただ、人数的には、こちらの対象に、出産一時金の対象なられる方、年間で10名前後というふうなことでございますので、差額で1万4,0

00円ですか、であればそれの10倍というふうな形になりますので、その程度の額であるというふうなことにご認識いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

- 9番(岩佐 豊君)はい、議長。今、哲也議員が言われたように、これはですよ、要するに若いお母さんが出産するときにね、大変だからというためのものですよね。そんで、中身いじってね、金額同じだったら、これ全然助けになっていないよね。悪いけど、こういう改正なんてやめたほうがいいよ。こんな国のあれだか何だか知らないけども。山元町独自にね、今言ったように、高々、何ぼ、14万円、まあ20万円ぐらいでしょう。こんなの温かい目でさ、山元町やってよ、ほんとに。こんなのねおかしい。悪いけど、俺も反対する、こんなの。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。説明ちょっと舌足らずだったのかどうかわかりませんけれども、出産一時金、①のほうでございますけれども、これは現行からアップになっております。39万円から40万4,000円というようなことでアップになってございます。その中で、町のほうで規則等によりまして、掛け金の部分、これは要するに脳性まひとか、出産して脳性まひとか何かになった場合についての補償というふうなことを有するんですけれども、そういったものについて、その掛け金については加算額というふうな形で別途支給すると言いますかね、プラスアルファにして支給するような形になっております。制度全体から申し上げれば、これにつきましては前に進んだというふうな捉え方をしていただきたいというふうに思うところでございます。よろしくお願い申し上げます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。せっかく疑問が出たんだから、全体のそもそもの説明をしたほうがいいと思うんだけれども。この制度についてね。基本的に国保から出す出産育児一時金というのは、基本的にはこれまでだったら39万円で、何かあった場合に加算額というのがあると。まあ、今の説明だとね、脳性まひとか何とかって、今そういう説明したんだからな。その何だか特別疾病というか、そういう場合には、そういう方に対しては3万円を補償しますよと。今の説明、だからちゃんと説明しろっていう。基本的な説明だよ。だからみんなこんがらがってくるのね。とりあえずその話は置いておいて、ゆっくり説明してけろな。

私のこれに対する質問としては、そもそも42万円というのはだれが決めたのかということ。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。一時金等につきましては、政令と、こちらのほうに定められておりまして、それを町のほうの条例なり何なりで定めていくというような形になっています。

あと、それから、説明がちょっと通じなくて申しわけございません。出産一時金の39万円、現行の39万円はおわかりいただけたと思います。それから、改正後の40万4,000円というのはおわかりいただけたと思います。これはアップしたと、さらに一時金の額が上がったというふうなことでご理解をいただければと思いますが、ここにあります加算金額ですね、これにつきましては、今度は医療制度ですか、こちらのほうに病院等が加入する掛け金の部分、加入する掛け金ですね、その部分を加算額として支給するというような形になっております。その加算保険料といいますか、その掛け金の額につきましては、決まった額というふうなことでございますので、これまで3万円だったものが1万6,000円に掛け金が下がったというふうなことでございますので、

その分の加算する、要するに補塡するような部分ですね、につきましても、その掛け金の分で十分であるというふうな関係から、そのような額になっているというふうにご理解いただければと思います。そういうふうなことで、説明とさせていただきます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。被保険者、その若いお母さんというか、直接被保険者に渡る金というのは、39万円という理解、今までね。この支給総額42万円となってるから、最大この42万円お母さんたちもらえるのかなという、まずそもそもそういう受け止め方が多分にあると思うんです。そうではないんでしょう。そこのところをわかるように説明してもらうと、そうするとみんな疑問に思っている、実際にもらえるのは39万円から40万4,000円になったんだから、実際にはかさ上げ、条件よくなっているんだよというふうになるんだけれども、この42万円というのを見てしまうと、ちょっと混乱してしまうという。だから、そこの辺の説明を、もともとこの3万というのは、その被保険者に、お母さんに入る金ではないんですよと、そもそもね。そいつ、どうしても一番下に支給総額となってっから、やっぱりそれを見て、何かがあって、しかも特別加算ってなってるから、加算額って言ってるから、今度は何か条件があればこの最大で42万円もらえるのが、その42万円同じだったら、何もという、そんな、多分素朴な疑問だと思うんだけれども、その辺も含めてわかるようにご説明願えたら、何も大きな問題の内容の問題でもないので、多分にすんなりといくのかなと思います。その辺の説明をわかりやすくしていただければと思います。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。今、遠藤議員さんおっしゃったとおりでございまして、 支給、手元に受け取るお金ということになってまいりますけれども、掛け金はその病院 のほうから機関のほうにお支払する額でございますのでね、直接出産された方にはいか ないというようなことになります。何度も申しますとおり、一時金の額につきましては、 39万円から40万4,000円に上がったわけですので、この部分についてはこれまでよりも制度のほうとしましてはよくなったものというふうに、前進したというふうな 形になります。ちなみに、ですから、仮に出産費がここまでかからないというような方々 につきましては、失礼しました、説明が悪いですね、この産科医療補償制度のほうに入っていない病院、仮にあったとしますと、この分につきましては支給されない金額になってまいりますので、一時金の額からすればこれまで以上に支給されているというふう なご理解のほうにお願いしたいというふうに思います。

議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)これで質疑を終ります。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第 6 0 号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決 します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。 午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長(阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)日程第9.議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。議案第61号、平成26年度復興交付金事業町道2 8号上平磯線道路改良工事請負契約(その1)の締結についてご説明を申し上げます。

議案の概要については、別紙、第4回議案定例会配布資料のNo.10にて説明をさせていただきますのでご覧いただきたいと思います。

議案の概要でございますが、提案理由でございますが、津波避難時に磯浜漁港付近から高台まで安全に避難するための道路を確保するため、町道28号上平磯線を拡幅する工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、項目及び内容等についてご説明をさせていただきます。

契約の目的でございますが、平成26年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事(その1)でございます。

契約の方法でございますが、随意契約。随意契約の理由でございますが、施工についてはJR工事区域内に作業通路を確保しながらの施工となり、作業工程及び安全対策に関する調整がJRと必要になります。そのため、JR工事請負者と随意契約をすることにより、迅速な連絡調整が可能となり、なお安全で円滑な工事の進捗を行うことができ、工程の短縮にもつながるため、同社と随意契約をするものでございます。

契約の金額でございますが、1億3,500万円、消費税を含みます。

契約の相手方でございますが、仙台市青葉区上杉1丁目6番11号 株式会社大林組 東北支店、執行役員支店長髙槻幹雄でございます。

工事の場所は磯地内でございます。

工事の概要についてご説明をさせていただきます。施工延長が38.3メーター、工事の内容でございますが、カルバート工一式と。あと、場所打管渠工一式と。あと、踏掛版工33立米となっていますが、これにつきましてはカルバートの前後車道分の段差解消のため、両側を5メーターほど施工するものでございます。これはJRと協議により施工というふうになっております。落下防止策工については73メーターということでございます。

続きまして、次のページ、10-1資料ご覧になっていただきたいと思います。

位置図ですが、上平磯線のJRとの交差部ということでご理解をいただきたいと思い

ます。

続きまして、次のページ 10-2 でございますが、施工延長が 30.3 メーターという内容でございます。

内容詳細について説明をさせていただきます。 10-3の次の図面になりますが、門型カルバートー般図でございますが、一応 38.3 メーター、 JR とののり面が考えられますので、それの対応ということで施工延長が 38.3 メーターになります。 JR の断面につきましては、右側の断面、内腔断面で 13.5 メーターというような状況でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

その下の内容については、No.14でございますが、車道幅員と歩道幅員、上平磯線の幅員の状況を示したものでございます。よろしくご理解をいただきたいと、かように思います。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。以上です。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第61号平成26年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路 改良工事(その1)請負契約締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第10.議案第62号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。それでは、議案第62号公の施設の指定管理者の指定に ついてご説明を申し上げます。

それでは、配布資料の№11ですね、議案の概要のほうをご覧いただければと思います。

まず、提案理由でございます。山元町共同作業所条例第3条の規定により、山元町共同作業所の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定に基づき、当該候補者を選定したので地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

1としまして、施設の概要等になります。まず名称でございます。山元町共同作業で

す。

所在につきましては、山元町真庭字名生東75番地7になります。

3. 設置の目的です。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者サービスを提供し、社会復帰および社会参加の促進を図るために設置したものでございます。

施設の概要等でございます。施設規模につきましては、鉄筋コンクリート平屋建て、面積的には535.84平米でございますが、このうち71平米ほどがこれから63号で提案する障害者地域活動支援センター部分というようなことになります。敷地の面積が4,725.58平米でございます。

施設の内容です。事務室や作業訓練室、食堂、その他の部分を備えているというふうなものでございます。

2です。指定管理者が行う業務の範囲でございます。

まず、施設の運営に関する業務でございます。それから、共同作業所の事業を実施する業務。共同作業所の施設、付帯設備及び備品の維持管理、その他共同作業所の適正管理を図るために必要な業務。これにつきましては、ここに町と指定管理者が協議して定めてまいります。

3. 指定期間でございます。平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とさせていただいております。これにつきましては、より安定的な管理が必要で、業務に専門性が認められる場合につきましては、5年という県のガイドライン、それから町のガイドライン等があることから、5年間とさせていただきました。

裏面のほうご覧いただきます。

4. 指定管理者の指定をする団体でございます。

所在が山元町浅生原字作田山32番地、名称、社会福祉法人山元町社会福祉協議会で ございます。代表者会長鈴木敏勝。

5. 指定管理者の候補の選定方法等でございます。

まず、(1)としまして、選定方法になります。山元町保健福祉施設指定管理者選定委員会において協議し、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づき、公募によらない方法により候補者を選定することで決定いたしております。公募によらない理由といたしましては、3点ほど挙げられます。1点目でございます、当該施設は県内でも数少ない精神障害者施設を主体とした施設でありますことから、運営に当たり最も考慮すべきことは、利用者の見地に立った障害サービス継続かつ安定した供給であり、当該法人は必要かつ十分な実績を有しているというようなことで、当該事業者につきましては、平成18年度から3期にわたり指定管理者を受け取っているというふうなことでございます。

2点目でございます。当該法人は施設運営において必要な専門的資格職員を配置し、 利用者との信頼関係が築かれております。これにつきましても県からの認定、施設の認 可ですね、それから専門職員というふうなものも、いろいろ定められた専門職も配置し ているというような状況でございます。

それと、3点目になります。当該法人は町と協働し、社会福祉を推進する団体であり、 今後においても密接な連携のもと、施設の効率運用並びに事業の充実が期待できるとい うふうに考えております。先ほど申しましたとおりに、3期にわたる実績等がございま すので、今後とも町との協働歩調というような形で進めてまいりたいと考えております。

(2)審査についてでございますけれども、これにつきましては候補者が提出しました事業計画書予及び収支計画書のほうの5年間部分を提出させまして、それにつきまして中身のほうを審議をいたしました。選定委員会のほうで判定いたしました結果、選定基準を満たしているというふうなことで、指定管理としては妥当というふうな判断にしたものでございます。判定のポイントとしまして、表にありますとおりに1から4番までですね、このようなところをポイントにしまして、提出された書類のほうの確認等を行わせていただいたということで、いずれもできそうであろうというふうな評価を得たというふうなところでございます。なお、参考に、選定委員の名簿のほうを掲載してございます。

以上、議案第62号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決 賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
- 12番(佐山富崇君)はい、議長。指定管理者の指定する団体は社会福祉協議会、山元町社会福祉 協議会、不祥事があった団体ですね。その辺の状況を説明願いたい。その後の状況。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。その後ですね、刑事訴訟というような形で警察のほうに届け出したりなんかして、いろいろと調べていただいているというような部分なんかもありますし、それから、民事の部分でも顧問弁護士等雇いまして、その不祥事についての対応等行っています。なお、ただいま検討委員会というふうなことで、不祥事に対する今後の事務改善でありますとか、そういった部分……(「あんまり早くて理解できない」「もう少しゆっくりお話し下さい」の声あり)検討委員会を設けまして、事務改善なり、それから役員等がとるべき責任の部分でありますとか、そういったことにつきましてご協議をされているというふうに聞いております。以上です。
- 12番(佐山富崇君)はい、議長。その後、その不祥事のあったのが、そういう形で進んでいるとは言いながら、私らにはまだ見えていないんだよね。まず1つは。それで、そういう形でこの選定委員に2、4、5人、この社会福祉協議会と関係するような方々なんでないの、あらかた、この選定委員というのは。いかがですか、この辺は。その選定委員の選考については。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。5人の委員の中に関係者もいるのではないのかなというようなお話なんかもございましたけれども、その部分、決をとるような場面なんかにつきましては、(「ゆっくり」の声あり)決をとるような場面なんかにつきましては、その審議のほうから除かせていただくとか、そのような配慮なんかはして、平等性を保った委員会の運営には心がけておったところでございます。
- 12番(佐山富崇君)はい、議長。あの、決をとる場合というけどさ、決をとる場合なんてないべ さ。何か問題出ましたか、まずもって。出ないでしょう。それで申し上げますが、この 5人のうち、この社会福祉協議会と関係、少しでもない人、誰と誰。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。社会福祉協議会、まあ社会福祉全体について、町と本当に共同歩調、共同といいますか、そのような立場のもとに事業を行っている団体でございます。委員につきましても、福祉に関係する部分でありますとか、それから住民の代表とかというふうなことで選任はしておりますけれども、その役職等につきましては、

兼務といいますか、多くの役職を持たれている方もおいでですので、何らかの形で社会 福祉協議会に関係するという部分では、ほとんどすべての方々につきまして一定のかか わりは持っていると、そのような認識でおります。ただ、選任される区分、そういった ものからすれば、それぞれ医療従事者であるとか、住民代表とか、そのような選任区分 がございますので、そちらのほうとしての選任でございますので、その件につきまして はご理解をいただければというふうに思います。

- 12番(佐山富崇君)はい、議長。いろいろ述べられましたがね、そういうふうなことを私聞いたんでないのよ。聞いたのは、この5人の中で社会福祉協議会と関係の全然ない人は何人おりますかとだけ聞いたの、それを聞けばいいんだ、まずもって。
- 議 長(阿部 均君) 5名の中で関係ない方を明確にお答え願います。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。はい、この中で兼務で社会福祉協議会の役職をされているという方につきましては1名と存じます。ただ、何らかの関係といいますと、先ほど申し上げましたとおりに、社会福祉協議会、福祉を幅広くやっている団体でございますので、その部分からすれば全く関係がないというふうなことでは申し上げられないということにはなると思います。
- 12番(佐山富崇君)はい、議長。つまり誰もいないと、こういう意味でしょう。俺、ほういうことをきちんと答えてもらいたいのよ、率直に。誰もいないと。ですから、そういう場合は、その選定委員を選ぶとき、その辺考えなきゃいけないんでないのという思いさ、私言うのは。規定どおり選んだからこれでオーケーなんだと、そういう考えが私はまずいと思うの。全てにそういうことが言えると思うんだよね。その辺のところを考えながら選定委員というのを選んでいかなければおかしいのではないかと思います。町長のお考えを伺います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。今回の指定管理者の指定をする際の選定委員の選任の考え方というふうなことでございますけれども、この委員の一覧表、備考欄にも書いてございますとおり、済みません、その選任区分と備考欄にも書いてあるとおり、それぞれの分野の代表者で構成するというふうなことの中で、我が町の場合どうしても複数の委員に兼ねてもらっているというふうな部分がございまして、どうしても今佐山議員ご指摘のような側面が出がちなところがあるということでございます。基本的にはできるだけ重複しない形で広く町民の方々、それぞれの分野の方々から選任をすることが望ましいのかなというふうな反面、なかなか限られた人的資源からの選任区分となっていることで、一部重複になりがちだというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。
- 12番(佐山富崇君)はい、議長。いや、なりがちだではいけないんじゃないでしょうかね。町長のご認識とは私は完全に違うんだな。そこのところを、例えば5人の中で、まあ2人、3人おりますよというのはやむを得ないと思います。それは町長のお考えでもやむを得ないと思いますが、5人全員が関係ない人1人もいないというの、そういう形でいいんですか町長、そういう認識で。私はいけないと思う。少なくとも5人のうち2人ぐらいは全然関係ない人から選ぶこと可能でしょう。全部5人というのでないんだから、私が言ってるのは。1人もいないんじゃおかしいんじゃないですかということ私は言ってるの。改めて町長のお考えを伺います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。先ほど担当課長のほうから全然関係のない人はいないという、 その辺の捉え方もあろうかというふうに思います。例えばここの中で、社会福祉協議会

の理事とかですね、役職を持たれている方というふうな形で捉えるのか、多少なり社会 福祉にかかわっているというふうなことで捉えれば、課長が申したような状況になるか というふうに思いますけれども、その辺の見方、捉え方をもう少し限定した形で捉えれ ば、必ずしも全員が直接的に関係あるというふうなことにはならないのかなと。やはり、 直接、間接の度合いを、それぞれを一人一人勘案しながらその辺は捉えるべきだろうと いうふうに思います。

- 12番(佐山富崇君)はい、議長。町長がそういうふうにおっしゃるんであれば、一人一人おっしゃってください。何パーセントぐらかかわりあるか、一人一人。改めて聞っからば、そういうことおっしゃるんだらば。何でそういう考えになりますかね。おかしいよ。納得いかない、そういう答弁では。一人一人おっしゃってください、5人。私は議場でそういう話をしたくないから、せめて5人のうち2人ぐらいは関係ない人を入れるべきじゃなかったですか、どうですか。そういう話をしてるんですよ。町長があくまでそういうふうにおっしゃるなら、一人一人お聞きするほかなくなるの。聞きたくない私は、議場でそういうことを。ですから言ってるんです。町長、改めてお伺いしますよ。2人ぐらいは、5人のうち、社会福祉協議会と関係ない人を選ぶべきじゃなかったでしょうか、改めてお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ですから、先ほどお答えさせていただきましたように、この施 設の管理をゆだねるそこの組織に直接かかわっているというふうな形の方、あるいはそ うでない方、そこを区分けしながらご覧いただければありがたいというふうに思います。 私の知る範囲では、ここの中に理事構成でかかわっている者はお2人かなというふうに 思っているところでございます。
- 12番(佐山富崇君)はい、議長。あえて議場では聞きたくないので、休憩をお願いします。
- 議 長(阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。 午前10時29分 休 憩

## 午前10時40分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。佐山議員のほうからご質問ありました事項ですね、どの程度、何パーセントのというふうなかかわりがあるというお話ではございましたけれども、それにつきましては、そのパーセンテージのほうでちょっとお話するのは無理があるというようなことでございます。また、選定委員会のメンバー構成等につきましては、先ほどから申し上げていますとおりに、選任区分というふうなことであるわけでございますけれども、やはり社会福祉の指定管理の選定委員会でございますので、福祉に造詣のある方々がどうしてもそれらのメンバーの中に入ってくるというふうなことをご理解はいただければと思います。その中で、町とともに社会福祉、町全体のことを推進していく団体であります社会福祉協議会との関連等につきましては、ある程度のものは、それはつきまとうというふうなこともご理解はいただきたいと思います。ただ、それぞれのメンバーというふうなことを申し上げられましたが、例えば選任区分を申し上げますと、医療従事者というふうなことでございますし、住民の代表、それから民生児童委員、福祉の事業者、町職員というふうなことでございます。この中でそれらの選任区分にあ

る役職名が示すとおりに、医療の方々が公正、平等というふうなもの、そうしたもののご認識というふうなものは当然お持ちになっているというもの、民生委員なんかについてもそのようなことで、公平であり、平等性というふうなものを重んじる職であるというふうなことに、そのように我々は考えているところでございます。それらのメンバーの方々が入っている組織でございますので、今回の選任に当たりましてはご理解をいただきたいと思います。

なお、今後、議員のおっしゃるとおり、その辺の配慮というふうなものを、もう少し 細心の注意でというふうなお言葉がございました。そのようなことにつきましては、町 のほうとしましても今後に向けて選任に当たってはそのような配慮というふうなものを さらに綿密に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解をい ただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

- 12番(佐山富崇君)はい、議長。町長にお伺いします。ただいまの保健福祉課長の答弁は町長の 答弁と受けとめてよろしいですね。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。はい、基本的にそういうことでご理解を賜ればと。
- 議長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。今回の議案62号、関連する議案63号、これについて、これは今回社会福祉協議会を指定管理として妥当かどうかという選定をする形だと思うんですけれども、その辺はそういう形でいいのかな。社会福祉協議会を選任するに当たって妥当かどうかという形の考え方で今回審査をしたということでよろしいのかどうか。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。はい、選定委員会の審査の結果、社会福祉協議会が指定 管理として妥当というふうな判断をしたということでございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。質問の答えになっていない。例えばの話ですけれども、これ社会福祉協議会を、今お話ししたように、いいかどうかという判断の中での審査委員会だったのか。例えば別に言うと、ほかにこれに手を挙げて、いくつか団体があって、そこの中から選定するような形ではないという形なのかどうか、まず最初にお伺いしたいと思います。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。裏面の5番、選定方法のところでも申し上げましたとおりに、公募によらないというふうなことを選定員会のほうで判断してございます。その理由としましては、先ほど申し上げました資料にありますとおり、3点ほど挙げられるというふうなことでございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。先ほど同僚議員も言ったように、社会福祉協議会そのものが非常に不祥事があったという形で考えると、例えば今回はこういう形で社会福祉協議会のみを指定管理として選ぶ中での選定をなされたという形で、それは3つの理由があるという形のお話ですけれども、これからの時代で、例えば今社会福祉協議会だけでなくて、ほかの指定管理を受けたいという団体があれば、それも含めてやっぱり公平な形での審査、そういう形でやっていける体制があるのかどうか、まずお伺いしたいと。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。指定管理者の選定に当たりましては、方法は2つあるということで、公募によるもの、それから公募によらないものというふうなことがございます。それの判断につきまして、選定委員会に諮りましたところ、先ほどから申し上げている3点ほどの理由により、公募によらなくてもよろしいのではないのかなというふうな判断になったところです。なお、これまでの3度の指定管理の期間、3年間の掛け

る3ですね、3回あったわけでございますが、公募にかけましてもこれまではほかに応募者もなかったというふうなことなんかも踏まえてございます。以上です。

- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。公募によらないものと決めたからこういう形で指定管理者が1つしかなかったという形なんだけれども、ただ、やはりこういう状況の中で、社会福祉協議会、それも含めてやはり本来であれば公募、それも入れながら私はやるべきだったのかなと。そういう形で、何で言うかというと、やはり先ほど言ったように、社会福祉協議会そのものがやはり不祥事がありながら、今まだ実際に、まだ処分も具体的に決められないような、そういった状況の中で、本当に今保健福祉課長がおっしゃるように、3点の理由をきちっと勘案しながら、これから業務運営できていくのかどうかというの、非常に私は不安を覚えると。1つの理由として、この指定管理者の業務の範囲、それぞれちょっと中身に入っていくんですけれども、共同作業所の事業を実施する業務、この中で、例えば通所する人数によって、これから指定管理者が委託料でやる、そういった全体の事業の委託部分で違いが生じるのかどうかね、お伺いしたいと思います。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。委託料の部分でちょっとお答え申し上げますけれども、これは通所する人数によりまして、障害者総合支援法によりますサービス給付費がございますね。こちらのほうが歳入といいますか、そういった収入になってまいります。ですから、指定管理料からすれば、実は共同作業所につきましては、それらのほうの給付費のほうでほとんど賄われるというような関係で、修理部分であるとか、一定のその不足するというふうな部分だけでしか指定管理料はこれまで出しておりませんので、運営にもよりますけれども、今後指定管理料を出さなくてもいい状況にもなってくるというふうな考え方をしております。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。ちょっと中身に入ってまでお話聞いたというのは、先ほど前段 で申し上げたように、こういう業務を町内でやりたいという人たちも私はお話を聞いて います。実際にここの社会福祉協議会の職員としてやっていたここの業務を受け取った 人たちの中にもね、こういう業務をやりたいという。例えば、それが障害者の人たちの、 別な団体が出てきてやるような形になれば、やはり競争になってきたり、あるいは給付 費の中でお互いに引っ張り合いするようになってくると、委託料そのものも減ってくる という形の中で、この指定管理そのものが本当に町でどういう団体にどういう形でやる かというのは、私は重要なこれから障害者の福祉向上を目指した中では、やはりサービ スの競い合いにも私はなり得る、そういった形になってくると思うんですよね。よりよ い指定管理をしてもらうためには、やはりきちっとそういった部分で広くサービスの提 供ができるような人たちも含めてね、私は考えていくべきだと思いますので、今回につ いては社会福祉協議会そのものに委託するという形はいいんですけれども、先ほどお話 したように、公募によるか、よらないかというのは重要な形の考えかたでもありますの で、その辺について十分今後検討されるようにお願いをしたいと。そういう意味でね、 先ほど申しましたように、指定管理をした中でも、今までした中でもそういう人たちが 別な障害者の施設を受けられるような、そういった組織をつくりながらやりたいという ところもね、実際に出てきているという、そういったお話もありますので、公募による、 よらない、その1つ、今回指定管理した上での前の段階で、きちっとやっぱり町として 検討していくべきだろうと思いますので、その辺については十分検討なされるようにお

願いをしたいと思います。町長から。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。基本的には議員ご指摘のような、他にこのサービスといいます か、施設を維持管理するに足りる十分な法人等が身近なところにあるというふうなこと であれば、そういうふうな視点・観点も一定程度踏まえながらというふうなことが求め られるのかなというふうには思います。一方で、ご案内のとおり、町の社協さんがこれ まで精神障害者福祉、あるいは介護関係含めて、その時々の需要をしっかりと受け皿と なって対応してきてもらっているという実績も、これも相当程度勘案し、大事にしてい かなくちゃない側面なのかなというふうにも思うところでございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。公募によるものか、よらないものかというのは一番大事なので ね、それはきちっとやっぱり考えてもらって、ただ町長の答弁から今出てこなかったの でね、どういう形でこれからしていくのかね。

あと、もう1つは、社会福祉協議会の中で、今まで委託を受けてきちっとした形で障 害者のそういった施設運営をなさっていたと。私はこれはそのとおりだと思います。た だ、そういう形で、施設の中から、今まで受けた人たちの中から、別に組織をつくった り、あるいは別な形で考えるという形が出てくると、その今までの考え方とまた別に、 きちっとした運営ができるのかということも心配になるということも含めてお話をして いるのでね。きちっと公募に、これからはね、よって、障害者の福祉向上、よりサービ スができるような状況をつくれる、そういった条件を整備をして、町できちっと対応す べきだと、そういうお話をしているわけでね、先ほど町長はそこまで言及しなかったの で、公募によるもの、よらないものの、これからどういう形で指定管理をしていくのか。 今までなかったから今回なくていいんだよという形では私はだめだと思いますので、や っぱり社会福祉協議会のああいう不祥事の中で、福祉協議会も福祉全般、やはりきちっ とした形でほかの人たちともやはり競争できるような形をきちっとつくれるような組織 の体系だったり、業務運営の体系、それを私は考えていくと、そういう形が社会福祉協 議会全体の組織の見直しだったり、私はできるのかなと思うんですけれども。今までと 同じ体制だったら、何も自己改革もできないし、あるいは全体の事業に対する考え方も、 今までと同じになってくると。やはり不祥事があったからこそ、前向きにどういう形の 考えかたでも事業でもそうだし、組織の再編でも私は見直していける部分については見 直すべきだと思いますので、今回の指定管理なんかも私はそう思いますので、これから ぜひ公募に考えながら対応できるように、体制を組み直してやっていただければなと思 います。(「答弁は」の声あり) 町長から、最後に。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。私は先ほどのお答えの中で申し上げた趣旨は議員ご指摘のとおりでございます。そういう考え方を大切にしながら、よりよいサービスを提供できるようにしていかなければいけないなというふうに思っています。

議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第62号公の施設の指定管理者の指定について採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。 午前11時55分 休 憩

午後 1時10分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。 8番佐藤智之君から一時退席する旨届け出があります。

議 長(阿部 均君)日程第11.議案第63号を議題とします。 本案について説明を求めます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。それでは、議案第63号について説明を申し上げます。 事前に配布しております資料配布No.12番のほうをご覧ください。議案の概要になり ます。

> 議案第63号公の施設の指定管理の指定について。まず提案理由でございます。山元 町障害者地域活動支援センター条例第3条の規定により、山元町障害者地域活動支援セ ンターの管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手 続きに関する条例第4条の規定に基づき、当該候補者を選定したので、地方自治法第2 44条の2第6項の規定により提案するものでございます。

> まず1番、施設の概要等でございます。名称は山元町障害者地域活動支援センター、いわゆるやすらぎ作業所でございます。所在が山元町真庭字名生東75番地の7になります。施設の設置目的等でございます。障害者の自助生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、日常生活の支援、相談、創作活動、地域交流を行うことにより、障害者の自立及び社会参加の促進を図るというのが設置目的でございます。施設設備等の概要でございます。施設の規模につきましては、構造が鉄筋コンクリートの平屋建てでございます。そのうちの面積ですね、535.84平米のうち、東側の71.28平米となっております。その他につきましては先ほど説明申し上げました共同作業所部分というようなことになります。敷地の面積が全体で4,752.58平米ということになります。施設の内容的には、作業訓練室、事務室、相談室となっております。

2番、指定管理者が行う業務の範囲でございます。これにつきましては、条例規定を 引用しております。先ほどの説明と同じでございます。1番から4番までございます。

3番、指定期間でございます。平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。この5年間にしましたのも、先ほど説明した理由と同じで、ガイドラインに基づくものでございます。

裏面のほうご覧ください。

4番、指定管理者の指定をする団体でございます。

1. 所在、山元町浅生原字作田山32番地、2. 名称、社会福祉法人山元町社会福祉協議会です。代表者、会長鈴木敏勝となります。

5番、指定管理者の候補の選定方法等でございます。

まず、1番としまして選定の方法です。こちらも同じです。指定管理者の指定手続き 等に関する条例第5条に基づきまして、公募によらない方法により候補者を選定するこ とで決定いたしております。

その公募によらない理由でございます。こちらも3点掲げさせていただきました。

まず、1点目でございます、当該施設は障害者個々の特性に応じた相談、支援を主体とした施設であることから、運営に当たり最も考慮すべきことは、利用者の見地に立った障害サービスの継続かつ安定した供給であり、当該法人は必要かつ十分な実績を有していることでございます。

2点目といたしまして、新たに計画相談等の事業の充実、これは介護保険のケアプランに当たるものでございます、ケアプランに基づいたサービス提供というふうなことで、それの事業の充実が求められるとともに、併設する共同作業所と連携した一体的運営管理が必要であり、当該法人は必要な実績を有していること、これが2点目の理由でございます。

続いて、3点目の理由になります。当該法人は町と協働し、社会福祉を推進する団体であり、今後においても密接な連携のもと、施設の効果的運用並びに事業の充実が期待できること、以上3点が公募によらない理由でございます。

審査の結果等です。審査に当たりましては、候補者のほうに事業計画書及び収支計画書等の5年間部分の書類を提出させ、選定委員会で審査した結果、選定基準を満たしており、指定管理として妥当と判断と判断したところであります。判定の項目につきましては、先ほどと同じですが、4点ほど掲げさせていただいております。いずれも適当であるというふうな判定でございます。委員の名簿、同じように掲載させていただいております。

以上、議案第63号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決 賜りますようお願いを申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 ――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第63号公の施設の指定管理者の指定について採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部均君)日程第12.議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、議案第64号宮城県市町村自治振興センター規約 の変更についてご説明を申し上げます。

別紙議案の概要をご覧になっていただきたいと存じます。

提案の趣旨でございますが、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称変更を行うに当たり、宮城県市町村自治振興センターの構成市町村による協議が必要なことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

宮城県市町村自治振興センターの変更規約の内容でございますが、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称を変更したことに伴い、市町村自治振興センター規約で引用している宮城県市町村振興協会の表記部分について改正を行うものでございます。施行期日でございますが、自治振興センター構成市町村の協議の成立した日からでございます。なお、当該振興センターの構成市町村につきましては、仙台市を除く県内の全市町村34自治体でございます。

一部事務組合への規約変更を伴う手続きにつきまして、下のほうに参考として載せてございますが、自治法の規定に基づきまして、一部事務組合の規約を変更するときは、関係地方公共団体との協議が必要と。この場合における協議でございますが、下の議決の欄でございます。これも同法によりまして、関係地方公共団体議会の議決が必要だというふうなことを根拠としまして、本規約変更に関して議会の議決を求めるものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくご可決を賜りますようお願いを申し上 げ、説明とさせていただきます。

議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第64号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について採 決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) 日程第13. 議案第65号を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民生活課長(佐藤澄三郎君)はい、議長。それでは、議案第65号についてご説明を申し上げます。

配布しております議案概要書No.14に基づきご説明を申し上げたいと思います。 議案第65号災害廃棄物処理の事務の委託の廃止について。

提案の理由でございますが、平成23年第2回山元町議会臨時会において承認をいただいておりました災害等廃棄物処理の事務の委託については、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、宮城県に事務委託して処理を進めておりましたが、県内の処理が全て終了したことにより、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき事務委託の廃止の協議を行うため提案するものでございます。

委託の期間でございますが、平成23年4月15日から平成27年3月31日まで。2といたしまして、災害廃棄物の処理推計量でございます。災害廃棄物78万4,000トン、津波堆積物85万6,000トン、合計いたしまして164万トンの処理を行ってございます。災害廃棄物の処理の費用でございますが、確定値ではございませんが、3カ年度の事業費といたしまして、428億3,400万円、そのうち宮城県のほうに処理委託した費用につきましては、351万4,200万円となってございます。あと、その他といたしまして……、351億4,200万円、大変失礼いたしました。その他、宮城県内での災害廃棄物処理を県に委託しておりました13市町村がこの12月定例会のほうに同様の議案を提出いたしてございます。

議案第65号の説明とさせていただきますが、よろしくご審議のほどを賜りまして、 ご可決いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 —— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第65号災害廃棄物処理の事務の委託の廃止について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第14. 議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、議案第66号平成26年度山元町一般会計補 正予算(第3号)についてご説明をいたします。

あわせまして、補正予算附属資料説明書、こちらのほうもお手元のほうにご準備をいただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ29億8,819万6,000円を追加いたしまして、総額を245億1,751万円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っているところでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただければと思います。議案書の12ページをお開きいただければと思います。

説明に入る前に、ちょっと一言ご説明を申し上げますが、午前中の審議の中で山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例が否決をされたということがございまして、こちらの12ページの議会費の3番の職員手当のところをご覧いただくと、それを見込んだ議員手当て増ということで、61万6,000円計上してございます。こちらにつきましては、条例が否決されたということで、予算の訂正はせずに、執行の停止というような形で対応させていただければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと説明のほうに戻らせていただきまして、順次説明を進めてまいりたいと思います。

まず、人件費についてご説明を申し上げます。

今の議員手当ての話も含めまして、第1款議会費以下、各款におきまして職員の給料、 手当て、共済費など、人件費の補正を行っております。こちらは、先ほど条例のほうで も説明ありましたが、平成26年度の人事院勧告を実施することに伴いまして、不足す る人件費を増額するものでございます。あわせて、1,800万円ほど補正をしており ます。詳細については説明を省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願い いたします。

それでは、人件費以外につき、主なものについて順次ご説明をさせていただきたいと 思います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目の財産管理費につきまして、24億253万4,000円計上しております。このうち、委託料として111万9,000円計上しております。こちらにつきましては、太陽ニュータウン南側にございます町有林が松くい虫の被害を受けておりまして、倒木する危険性もあることから、急ぎ伐採及び処分を行うものでございます。そのほかに、積立金として24億141万5,000円計上しております。主な内訳といたしましては、財源調整の結果、財政調整基金に490万円ほど積み立てるほか、震災復興交付金基金の23億9,400万円ほどにつきましては、先月の第10回申請分で認められた経費について積み立てるものでございます。

次に、第7目情報管理費につきまして、98万1,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明をさせていただきたいと思

います。

1ページをお開き願います。

内容といたしましては、簡単に申し上げますと、マイナンバー関係の経費ということでございまして、番号制度システムデータの共有化、集約化を図るために、全国2カ所、東日本と西日本というふうに聞いておりますが、中間サーバーを整備しております。その整備をしている地方公共団体システム機構に対する負担金を計上するものでございます。言葉で言ってもなかなかわかりづらいかなと思いましたので、2ページに中間サーバープラットホームのイメージということで、イメージ図をつけさせていただいております。今回整備しておりますのが、この図でいうところの黒い太枠で囲われた部分になりまして、これを国のほうでまとめて整備をして、都道府県市町村はそれに負担金を払うというような形で対応するということでございます。こちらを参考にしていただければと思います。財源につきましては、こちら全額国庫補助金ということでございます。

議案書にお戻りいただきまして、13ページをお開き願います。

次に、第18目防犯対策費につきまして、56万円計上しております。こちらにつきましては、各行政区において整備していただいております防犯灯の設置及び維持管理に対する補助金でございますが、不足が生じているために、実績に合わせて増額補正するものでございます。

議案書の14ページをお開き願いたいと思います。

第3款民生費第1項社会福祉費及び第2項児童福祉費につきましては、ちょっと説明 のほうを省略させていただきまして、議案書15ページをお開き願います。

議案書15ページの一番下になります。続きまして、第4款衛生費第2項清掃費でございます。第7目の清掃復興推進費につきまして、工事費を2,427万5,000円減額しております。こちらにつきましては、同じく補正予算附属資料説明書のほうを用いてご説明をさせていただきます。

3ページをお開き願います。

内容といたしましては、こちら記載のとおりなんですが、磯地区の津波被害を免れた 住宅の汚水処理方式について、住民の利便性や放流先等の地理的条件を再検討し、その 結果、個別浄化槽方式から集中処理方式に計画を見直したために、予算の一部を減額す るものとなってございます。

次に、議案書のほうにお戻りいただきまして、16ページをお開きいただければと思います。

続きまして、第5款労働費第1項労働諸費でございます。第3目緊急雇用創出事業費につきまして、委託料として224万5,000円計上してございます。こちらにつきましては、町の特産品であるイチゴの後継者を育成し、農業振興を図るため、就農希望者に就農体験や実践的な研修を受けていただくものでございまして、財源といたしましては全額県支出金となっております。

続きまして、下に行っていただいて、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。 第1目農業委員会費につきまして、委託料として237万6,000円計上しております。こちらにつきましては、農地法の改正により、農業委員会が保有する農地の情報を一筆ごとに整備する必要があることから、農地情報管理システムを改修するものでございます。次に、第5目農地費につきまして、合わせて526万1,000円計上してお ります。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明をさせていた だきたいと思います。

5ページをお開きいただければと思います。

まず、需用費の106万1,000円につきましては、台風19号に伴いまして、前川排水機場及び谷地排水機場のモーター、ポンプ等の機器が故障したため、修繕するものでございます。また、工事請負費200万円につきましては、八手庭地区沼の入ため池を水源とする用水管が閉塞し、来年度の水稲作付のための取水が困難な状態であることから、補修をするものでございます。

説明書の6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

最後に、負担金補助及び交付金220万円ということで計上してございますが、こちらは台風18号及び19号により山寺側排水路に堆積した土砂の浚渫及び副水路の改修に要する経費について、管理者である亘理土地改良区に対し、工事費用の2分の1を負担するものでございます。

議案書の16ページにお戻りいただきまして、次に、第9目農業復興推進費でございます。

行ったり来たりで申しわけないんですが、こちらも補正予算附属資料説明書のほうで ご説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、7ページをお開きいただければと思います。

内容といたしましては、復興を支援するために、津波により流出した野菜および水稲の生産資材を農家が新たに導入する場合に、その費用の一部を補助するものでございまして、予算といたしましては負担補助及び交付金として1,567万9,000円計上しております。財源といたしましては県支出金1,469万9,000円となっております。

議案書の17ページをお開き願います。

次に、第10目農地復興推進費でございます。こちらにつきましても、補正予算附属 資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。

8ページをお開き願います。

内容といたしましては、宮城県が事業主体となっております山元東部地区の農地整理 事業に係る換地業務について、県から町が受託し、実施するものでございます。予算と いたしましては、合わせて1,511万6,000円を計上しております。財源といた しましては、県支出金1,510万9,000円となってございます。

議案書の17ページにお戻りいただきまして、第6款農林水産業費第3項水産業費でございます。第4目の漁港施設復興推進費につきまして、工事請負費及び公有財産購入費として3億8,800万円計上しております。こちらにつきましても、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明させていただきます。

こちら、9ページをお開きいただければと思います。

内容といたしましては、未整備となっている磯浜漁港入口部においても、防潮堤を整備する必要があるため、平成25年度から堤防及び漁港への乗越道路の整備を実施しておりますが、今回追加内示がありましたことから増額補正するものでございまして、財源といたしましては、県支出金1億9,400万円となってございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、次に、第7款商工費第1項商工費でございま

す。第4目商工復興推進費につきまして、負担金補助及び交付金として30万円計上しております。こちらにつきましては、町内に住所を有する新規雇用者を採用し、3年間継続して雇用したとして、企業から奨励金を申請する意思表示があったため、必要な経費を追加補正するものでございます。

議案書の18ページをお開き願います。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第1目道路維持費につきまして、委託料として910万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。10ページ、11ページをあわせてご覧になっていただければと思います。

内容といたしましては、町道白川八重垣線笠野橋の橋脚部の破損が原因で道路陥没を引き起こしたことから、橋脚部コンクリート打設及び路面舗装打ちかえを行うほか、高瀬地内において強風で民家側へ倒れた塩害による枯れ木の撤去処分を行うものでございます。また、小平地内における雨水による道路の冠水を解消するための排水不良箇所の改修及び鷲足小平地内町有防災地の管理用道路を設置するための測量設計を行うものでございます。

次に、議案書のほうにまたお戻りいただきまして、第3目の道路橋梁復興推進費につきまして、合わせて5,500万円計上しております。このうち委託料の800万円につきましては、避難路として整備いたします(仮称)新浜諏訪原線の用地測量を実施するものでございます。また、公有財産購入費500万円につきましては、JR常磐線と高瀬笠野線の立体交差化に伴い、隣接地から本線へのアクセスを確保するために必要となる用地費を追加補正するものでございます。

最後に、補償・補塡及び賠償金につきましては、先ほど申し上げましたJR常磐線と 高瀬笠野線の立体交差化に伴う住宅の移転及び上平磯線の電柱等移転に対する補償費を 追加補正するものでございます。財源といたしましては、国庫補助金2,880万円、 震災復興交付金基金繰入金560万円を充当しております。

続きまして、第8款土木費第5項下水道費でございます。第2目下水道復興推進費につきまして、負担金補助及び交付金として1,329万9,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。15ページをお開きいただければと思います。

清掃費のところでも説明した内容とかかわってくるところではあるんですが、先ほども申し上げましたとおり、磯地区の津波被害を免れた住宅の汚水処理方式を個別浄化槽方式から集中処理方式に見直したということで、今後、下水道事業会計のほうで事業を実施するということで、事業費の一部を繰り出すための経費を増額するものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金863万1,000円を充当しております。

議案書にお戻りいただきまして、19ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、第8款土木費第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費につきましては、合わせて4,850万円計上しております。このうち委託料につきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明をさせていただきます。16ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちら、常磐線の復旧事業に伴いまして、生活環境及び自然環境への影響を把握する

ため、復興特区法に基づく特定環境影響評価を実施しておりますが、常磐線復旧工事の 進捗状況ですとか、学識経験者の意見等により、現地調査を追加で実施するということ になりまして、事業費の増額を行うものでございます。また、補償・補填及び賠償金に つきましては、浅生原笠野線の電柱等及び国道 6 号の携帯電話回線の移転に要する経費 を追加補正するものでございます。財源といたしましては震災復興交付金基金繰入金3, 8 8 0 万円を充当しております。

議案書19ページのほうにお戻りをいただきまして、第9款消防費第1項消防費でございます。第5目防災復興推進費につきまして、報酬として14万7,000円計上しております。こちらにつきましては、東日本大震災における犠牲者の慰霊碑の建立に当たり、設置場所やデザイン等の検討を進めるため、検討委員会を設置することとし、任意調達の観点から外部委員も委嘱するためにその委員報酬を計上するものでございます。議案書の20ページをお開き願います。

続きまして、第10款教育費第3項中学校費及び第4項幼稚園費でございます。いずれも負担金補助及び交付金を増額しておりますが、こちらにつきましては記載の補助金に実績ベースで不足が生じているということで、所要額を増額補正するものでございます。

議案書の21ページをお開き願います。

続きまして、第10款教育費第5項社会教育費でございます。第3目文化財保護費につきまして、人件費として計上しました2万6,000円を除いて、合わせて883万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、民間企業が中浜地区で実施する予定の土砂採取工事に伴いまして、文化財の発掘調査を実施するものでございます。財源としては全額諸収入となってございます。

続きまして、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1日公共土木施設単独災害復旧費につきましては、合わせて1,298万1,000円計上しております。こちらにつきましては、台風19号により被災した道路、河川など公共土木施設の災害復旧に要する経費でございます。こちらにつきましては、この補正予算附属資料説明書の21ページと22ページのほうに箇所、それからちょっと見づらいかもしれませんけど簡単な図面を参考までに掲載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。財源といたしましては、町債740万円を計上しております。

議案書の22ページをお開き願います。

続きまして、第11款災害復旧費第4項その他公共施設・公用施設災害復旧費でございます。第1目情報通信基盤災害復旧費につきまして、合わせて168万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。

23ページのほうをお開きいただければと思います。

内容といたしましては、新坂元駅周辺地区に光ファイバーケーブルの敷設を行うものでございまして、この地区は過去に町が光ファイバーケーブル整備を行い、津波で被災された地区に居住されていた方々の移転地ということで、移転前の情報通信環境に復旧するものとして、災害復旧事業での対応が認められております。今回、新市街地基盤整備の進捗に合わせて事業を実施するということで計上しているものでございまして、財

源といたしましては国庫補助金111万8,000円を充当してございます。24ページのほうに、これも簡単な図面になってしまうんですが、このような形で光ケーブルをつけていくよというような工事概要図をおつけしていますので、こちらも参考になさっていただければと思います。

それでは、議案書の22ページにお戻りいただきまして、歳出予算の最後になります。 第13款総支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目の災害援護資金貸付 金につきましては、償還金利子及び割引料として975万円計上しております。こちら につきましては、繰上償還された貸付返還金を3月末に県に償還いたしますが、返還金 が予算額を上回ったということで、所要額を補正するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興特別交付税を2億2, 900万円ほど計上しております。こちらは震災復興交付金事業等の補助裏に充てるものでございます。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので、説明を省略させていただきたいと思います。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、震災復興の寄附金約170万円、児童福祉事業100万円のほか、先月ですが朝日ホールディングス株式会社から復興のシンボルとなる施設・設備の整備のために活用してほしいと300万円寄附を受けておりまして、こちらにつきましても計上をしております。この300万円につきましては、来年度以降になるかと思いますが、山下地区新市街地に整備予定の公園遊具に活用する予定で考えてございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきましては、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては、10月及び11月の予算の専決処分に際し、財源として取り崩しをしておりましたが、今回の補正予算編成に係る財源調整の結果、財政調整基金を取り崩さなくてもよくなったということで、880万円ほど減額をしております。その下の震災復興交付金基金繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました常磐道整備に伴う特定環境影響評価や排水処理施設整備の事業等に充当いたしますことから、4,900万円ほど取り崩しているものでございます。

次に、第20款諸収入でございます。こちらにつきましては、過年度に市町村負担金として支払っておりましたお金の精算によりまして返還が生じたということで、4,20万円ほど雑入として受けているというものでございます。

最後の、第21款町債につきましては、次の地方債の補正でご説明をいたしますので、 省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

議案書の4ページ及び5ページをお開き願います。

今回の債務負担行為の追加といたしまして、都合25事業計上しておりますが、その

ほとんどが継続事業でございまして、来年度当初から事業を行わなければならないため、 いわゆる契約行為を行うための債務負担行為の設定でございます。それ以外について主 なもののみご説明をいたします。

4ページの上から4行目、山元町役場本庁舎建築事業基本設計業務委託、こちらにつきましては、9月補正予算で基本設計の予算を計上して、年内中に発注するということで、一定の工期を確保するという段取りをしておったところなんですが、私を初めとする見通しの甘さもございまして、発注の準備に時間を要しており、このままでは所定の工期を確保することが困難であるということで、改めて債務負担行為を設定させていただくものでございます。

また、4ページの一番下及び5ページの上から6行目、山元町障害者地域活動支援センター及び山元町共同作業所につきましては、先ほど議案の審議でもありましたけれども、指定管理者を新たに選定し、期間を5年間とすることから債務負担行為を設定してございます。

最後になります、地方債の補正もございます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

公共土木施設単独災害復旧事業及び農林水産業施設単独災害復旧事業ということで、 ご覧のとおり780万円ということになりますが、地方債の追加補正を行ってございま す。

以上が今回の3号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

質疑をなさる際には、ページ数、款、項、目等、明確に申告の上にご質疑をお願いいたします。

2番(岩佐哲也君)はい、議長。2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目は、議案書の15ページ1番下、4款衛生費2項清掃費の7目清掃復興、マイナス2,427万5,000円と、これは先ほどの説明で磯地区ということでね、これはあれなんですが、それと関連しまして次のページの18ページの一番下、8款土木費6項下水道費2下水道復興推進費と、これが恐らく関連するんだろうと思うんですが、その附属説明書の中に書いてありますが、個別浄化槽から4軒だけ残るんですね、個別浄化槽、集中管理でなくて。これはなぜ4軒だけ別処理になるのか、まず1点この辺をお尋ねします。

- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。残る4軒につきましては、中浜地区農集排の区域内で、 今後県道沿いに店舗等が4戸ぐらい建つ予定がありますので、それで残してございます。 以上でございます。
  - 2番(岩佐哲也君)はい、議長。個別浄化槽から集中方式ということで、これはこれで結構だと思うんですが、それによって住民の負担とか、あるいは町の負担とか、どんなふうに変わるのか。先ほどの予算では単純に言うと2,400万マイナスで、プラス1,300万、これでかかりますよと。これはあくまでも現段階でだと思うんですが、これを完成して使えるようになるまでにはあとどれぐらい費用かかるのか、あるいはかからないのか、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。集中浄化槽といいますか、農集排にした場合ですね、管路調査費、あと管路の復旧費、処理場等で1億3,400万ほど見込んでございます。その中で、復興交付金、復興特別交付税等で1億2,700万ほどが収入として見られております。企業債として1,170万ほど見込んでございます。比較しますと、合併浄化槽の場合、単独合併浄化槽の場合ですと復興交付金がつくのが浄化槽の部分にしかつかなくて、工事費とか管路の敷設とか、そういう部分がつかなくなっております。その辺で比較しますと、集中浄化槽にした場合、一般財源のほうで約2,800万ほど減になってございます。以上でございます。
  - 2番(岩佐哲也君)はい、議長。そうしますと、トータルで個別浄化槽と集中管理方式ですか、 処理方式ですか、やると、町としては2,800万マイナスとなるということですね。 町民の側から見た場合にはどういうメリットがあるのかな。例えば、個別浄化槽だと年 間、まあ規模にもよるでしょうけれども4万ぐらい、私なんか負担といいますかね、一 般には負担があるのかなと思うんですが、そういった部分ではどんなふうに変わるのか、 参考までに。維持費ですね、年間の、ランニングコストどうなのか。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。

個別浄化槽でありますと、個人で維持管理費等を支払うようになりますけれども、集中浄化槽でありますと町管理でございますので、下水道使用料等で対応するような形になります。

- 2番(岩佐哲也君)はい、議長。町民にとっても町にとっても非常にいい方向ではないかなとい う、今の説明ではね、聞きますが、当初2、400万の議会に提案があったときには個 別浄化槽ということで、十分地区住民と話し合った結果、そういう方向を町として出し たのかなと思いましたらば、ちょうどその話で磯の地区のほうの残っている方とのちょ っと面談というか、行ったらば、「いや、これでは困るんだ」ということで、「集中方式 に何とか」という依頼があったんですが、私はそこで思ったのは、なぜこう議会に提案 になる前に、地区住民との話し合いが十分なされなかったのかなと。結果的には地区住 民の要望のとおりに対応していただいて結構なんですよ。結構なんですが、なぜここに 来るまでに、既に半年近くかかっているわけですよね、ずれ込んでいる。最初からこの 方式だったらば地区住民も納得したんだろうと思うんですが。そういうことがちょっと 見受けられたものですから、終わったことはいいんですが、今後なきように、そういう ことのないように、地区住民との説明なり何なりというのをしっかりとした上で、議会 のほうに提案していただける、そうすると我々も地区に行ってどうのこうのということ もなくてね、スムーズにいくんではないかなということでちょっと提案申し上げておき ますが、それに関してこの経過含めて、町長どんなお考え、ご感想なのか、ちょっとお 尋ねしておきます。今後何とかこういうことのないようにしたほうがいいのではないか なと、それ以外の事情があるかもしれませんのでね、その辺があればまたお聞かせいた だけると。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。まず、経緯・経過等につきまして、事業所長のほうから基本的 なところをご紹介をさせていただきたいというふうに思います。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。住民説明会ですね、役員会を含めて6回ほど開催して おりました。住民説明会が遅れた理由としまして、震災後避難指示区域に沿岸部がなり ました。その後、町のほうで災害復旧を行うために調査を行う時期が5月から7月ごろ

だったんですが、その時点ではまだ避難指示区域だったもんですから、避難指示が解除されたのが11月近くになっております。その後、24年ごろになりましてから住民の方々が現地で再建するような形になりましが。その時点で数世帯の方が現地再建を行うということでなりまして、その方々とお話したら、合併浄化槽というふうなことも考えられるというようなことでお話をしました。その後、戻る方も結構出てきまして、26年の1月に住民説明会を開催しました。その時点で約10名の方々が参加していただいたわけでございますが、その中で、前、農集排のときには分担金なり工事負担金ということで払っていて、何で磯地区だけ合併浄化槽になるんだというふうなご意見も出まして、あとは排水先など検討しました。そうしたら、住民の方々からその排水が一部ため池に入りまして、そのため池が農業用の取水になっているというふうなことなどもありまして、そうふうなことがありまして、今回合併浄化槽から集中浄化槽に変更したわけでございます。以上でございます。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ただいまの説明をお聞きただいたとおりでございまして、震災後から一定の期間を要する中で、地元の方々との話し合いに少し時間を要してしまったという部分がございますけれども、いずれにしても議員ご指摘のとおり、できるだけ地区の方々、該当する方々と早めの話し合いを進める中で、利便性なり経済合理性を追求しながら速やかな事業の取りまとめ、執行に当たれるように、なお努力してまいりたいというふうに思います。
  - 2番(岩佐哲也君)はい、議長。今後ともいろんなケースが出てこようと思うので、特にこういう地区住民との懇談会というの、まあ意見交換、100パーセント聞くべきだということは申し上げませんが、結果的にこういうことになるのであれば、最初からもうちょっといろいろ突っ込んで打合せしてもらったほうがいいのかなということで、今後よろしくお願いしたい。

それから、2点目の質問に入ります。

議案書の16ページの5款労働費1労働諸費ですか、そのうちの3目緊急雇用創出ということで、これは附属資料の5ページに当たりますけれども、5ページじゃなくて4ページですか、このイチゴ関係の雇用に6名分として支払いと。単純計算するとこれ37万4,000円、1カ月かな、払うという計算になるのかな。これ、選定とか、そういう条件とか、例えば新しく育成するということになるとどんな方法で、例えば条件ね、最低1年はやってもらって、3年間は勤めてもらいますよとか、具体的に、あるいはこのお金は経営者に払うんでなくて直接本人に入るんですよという経費なのか、その辺も含めてもうちょっと詳しく教えていただければ。

産業振興課長(寺島一夫君)はい、議長。ご質問のこの緊急雇用につきましては、委託の方式をとります。ですので、町からの法人等、雇用できる法人等に委託をして、人を採用していただいて、技術的なところを学んでいただいて、そして独立していってもらうというようなことを考えております。ですので、計画的には委託をした法人等にこの採用および研修等を含めた雇用計画を立てていただいて、今後のその経営等のあり方も含めてご指導いただいて、そして法人のほうから賃金等お支払いいただくという形でございます。その場合に、一応地域の産業の実情に応じた人づくりということで、採用枠については基本的に被災をしている地域で就業を求めている、あるいは離職した方というのが対象になるというようなことでございます。

以上です。

- 2番(岩佐哲也君)はい、議長。これはイチゴだけということでございますか。
- 産業振興課長(寺島一夫君)はい、議長。今回については、この補正予算の提案はイチゴの生産者 ということで絞り込んでおります。
  - 2番 (岩佐哲也君) はい、議長。私は、イチゴはイチゴで大事だと思うんですが、例えば漁業関係でもね、新しく漁業をやりたいとかいう人もいるはずなんですね。そういった部分にももうちょっと配慮すべきじゃないかと、具体的に本当はね、こういう提案を議会のほうにも我々がすればいいのかどうか知りませんが、もうちょっと漁業をどうするのかも含めた、漁業今よその地区でも非常に若い人が参入しようという、我が町にも漁港があるわけで、それで再度、もう1回質問しますけど、この2,700万円、年間というのは非常に大きな金額になると思うんですね。1カ月で220万円って、12月分だけ、今回かな、3月までの分だけという提案のようですが、これの管理といいますか、先ほど言いましたように、経営者、事業主体から経由で支払いとなるだろうけれども、その辺の先も含めて、最終的には効果を上げるためどうするか、途中でやめたとか、途中で何かトラブルとか、いろんなのがあってやめたということで、結局若手を育成しようというものに結果として貢献しなければ、せっかくの2,700万年間投入しても効果がないと思うので、その効果を上げるための何か方策みたいな、考えられる問題点みたいな、クリアするための対策みたいなのがあるのかどうかお尋ねします。
- 産業振興課長(寺島一夫君)はい、議長。1点目の水産関係については、それも産業振興の観点からは視野に入れてございます。ただ、今回はいろいろなところと打診をして、受け入れ態勢が整っているということで、イチゴのほうに限定させていただきました。それからあと、この雇用した方々の当初の所期の目的・効果という部分の確保の件につきましては、今申し上げましたけれども、企業さんのほうに研修の計画、あるいはどういう育成をしていただくかという基本的な計画をつくっていただきます。その上で、それを指導する指導者の人件費もそれぞれ1名ぐらいずつつけていただいて、なおかつ座学とか、視察とか、そういった研修も十分やっていただいて、1年ちょっとになりますけれども、技術と独立に向けた取り組みというものもあわせて計画の中で確保していただくようなことをお願いして、町のほうとしてもその確保ができるような内容でお願いするようなことで、今後取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。
  - 2番(岩佐哲也君)はい、議長。これは1カ所の事業所に6人ということですか、それとも6カ 所の事業所に1人ずつという、そういう具体的な計画があるのかないのか、考え方です ね、持っておられるのかどうか。あればお尋ねしたい。
- 産業振興課長(寺島一夫君)はい、議長。今のところ、町内の3つの事業所で2人ずつを今この予 算の中では積算しております。以上です。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。今の同僚議員がお話した内容で、かぶる部分もあるんですけれども、私の視点でお話をしたいと思います。

15ページの4款の衛生費関係、これの2,054万9,000円の減額と、あと18ページの土木費の下水道推進費、これについての増額1,064万5,000円の増額、これについて関連しますのでお話をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、この、先ほどの質疑の中である程度理解する部分もあったんですけれども、ちょっと私の観点で言うと、これ、集中方式によるこの合併浄化槽から処理方式に変わったということで、これ何人の人たちに対応するためのこれ集中処理方式の考え方なのかお聞きしたいと思います。

- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。今現在、磯地区に家屋が残っている方々ですが、約2 8世帯ございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。先ほど町の持ち出しも大分あると、処理方式とあと合併浄化槽、 多分当初の考え方とすれば、地区の住民のお話を聞く形があんまり少なかったというお 話ですけれども、全体の下水道事業としてのこれからの維持管理、あるいは集中処理方 式にするとどうしても経費がかかっていくと、そういう判断のもとに多分合併浄化槽に したと思うんですよ。今回28世帯、これは1世帯でもやはり被災された住民なのでね、 これはやっぱり思いをかなえてやるというのがこれは行政でありますけれども、ただ、 やはり一方では包括民営化ということで、下水道・水道事業、これから住民が少なくな ったり、あるいは事業を行う上で大分経費がもうかさんで、人件費の節減も含めた全体 の上下水道事業そのものを根本的に見直して経費の削減をしようという一方の判断もあ るわけでございます。そういった部分でね、包括民営化も我々議会としても取り組んだ 経緯あるんです。そういう部分でね、今回については、28世帯についてやると。集中 処理方式の考え方でやるということで、経費的な部分でね、例えば今回の集中処理方式 にする、合併浄化の処理施設、それの建設もそうですけれども、これからそれをやっぱ り維持していくための経費、それも大分かさんでくるのかなと思うんですけれども、合 併処理浄化槽だと我々もやっておる部分あるんですけれども、それについては最初に国 から2分の1補助していただいて、あとの維持管理については個別にやっていくという 形なのでね、そういった総合的な部分での、これから町の持ち出したり、下水道事業の 持ち出しをこの時点でどういう形で見込んでこういった形でご提案なさったのか、大分 数字的な部分もあると思うんですけれども、それをまず教えていただければなと思いま す。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。ただいまのご質問でございますが、この下水道の算定マニュアルというのがあるんですが、都道府県構想マニュアルがございます。それで、収入とかその部分の見込み、そしてあとは維持管理費用でございますけれども、維持管理費用とあとは起債関係の利息とか、あとは減価償却等を見込んで計算してございます。料金収入等で見込みますと、これはマニュアルで計算したもんですから、あくまでも概算でございますが、約370万ぐらいの収入が見込まれます。そして、支出としましては410万程度でございます。差が約40万ぐらいの減になるというふうな形になってございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。基準に基づいてということですから、まあ正確な形はできないもんですから。何、今お話聞くと、合併浄化槽をやる部分と、あと、今集中処理方式でやる部分と、集中処理方式でやって、施設の維持管理も含めて使用料をもらうという形、それが全体で420万という形でいいのかな。そして、370万というのは個別で持ち出しの、違うでしょう。だから、ちょっとその辺を、例えばどういう形で個別で持ち出して、あと町としてどのくらい経費がかかっていくんだか、維持管理経費も含めてのお話をしているのでね。今回については今お話ししたように、2,800万円の町の持ち

出しがあるという話はわかるんですよ。ただ、これから個人の持ち出しと、あと町の持ち出して、どういう形でお金がかかっていくんだかという、あくまでも2,800万だけで今回集中にすることによって町の持ち出しがあるんだけれども、まあ2,800万かかってるわけですけれども、そういう形でいいのかな。まあ、それを詳しくちょっと説明していただければなと思います。

- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。ただいまの件でございますが、使用料、料金収入関係で370万円ほど算定マニュアルから計算しますと見込まれます。それで、支出でございますが、維持管理費部分の支出としましては、維持管理費、あとは起債借りた分の利息等、そしてあと処理場とか管路の減価償却費を見込んで410万というふうな形で見込んでございます。その差が約41万ほど減になっているというふうなことでございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。利便性の部分はどうなのか、あるいは池に放流するのはどうなのかという問題はあるにしても、例えば先ほど言った合併浄化槽にすれば、町で国からもらう2分の1の財源、手当てすれば、後の維持管理については町で出すことないんでしょう、簡単に言えば。この370万円、まあ420万円というのは一切出さないで済むんでしょう。その差のことをお話しているんですよ。使用料とあと維持管理費の話をしているわけでなくてね、合併浄化槽の設置をする、それと、今お話ししたようにね、集中処理方式にするのとの、単純な町の持ち出しの違いはどうなのかという形で具体的に話しているので。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。合併浄化槽にした場合、今回の合併浄化槽については復興交付金で、槽自体が復興交付金の対象になります。それで、後の掘削する工事費とかそういう部分は町負担になります。あとは、使用料はなく、それは維持管理費ということで個人が負担することになりますけれども、今回の集中浄化槽にした場合、先ほど岩佐哲也議員からもありましたとおり、復興交付金で管路調査費とか管路の復旧、建設費等で1億3,900万ほどかかりますが、このうち復興交付金で1億2,700万ほどいただけます。あとは企業債ということで、1,170万ほど打つようになりますけれども、建設工事する部分の一般財源と、今回の起債を打つ部分とを比較しても、町にとっては2,800万ほど一般会計が減になるというふうなことでございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。先ほど聞いて私も繰り返して言ったように、2,800万円は今回町の持ち出しになると。ただ、個人の負担を見てもね、例えば370万円個人で出すようになると。町でも420万円ですから差額が出てきて、これはずっと維持管理経費かかっていくという形で、まあ下水道事業そのものの、あるいは町の負担になり得る、そういった可能性もずっと出てくるということですよね。個人的に見れば合併浄化槽であれば別に使用料払うことないので、そのまま合併浄化槽で、1回今回の復興交付金でつくればそのままになるということで、従来だと結構件数が少ないときは合併浄化槽で対応してもらうという形が本来の形だったんですよ。それは、下水道事業所長わかっているように、やはり町の負担だったり、あるいは下水道事業そのものの負担になってくると。そういう形になると、最終的には町の持ち出しになってくるのでね、ですから、件数ある程度、どのくらいまでに、結局受益者の面積、例えば考えて、そこで戸数、受益者の戸数、そこから処理場の考え方が出てくると思うんですけれども、それが本当に戸数が少ない中で処理場を運営するようになってくると、こういった状況になると。そ

れはあくまでもこれからやはり下水道事業そのものの、そういった負担につながるという形なのでね、いろいろな形で復興の中で事業をやっていく、私は一般質問のときも話したように、これからやはり町の負担がどんどん維持管理でかかっていくと。そうなると、本当に大変な状況になるので、一つ一つの事業そのものをきちっとやっぱり精査しながら、私は考えていくべきだと思いますので、そういった点で今お話をしているわけです。これ、環境に対する影響という形で地権者から出たということと、あと地権者の中からどういった形のお話で今回町が考えた合併浄化槽から集中処理方式に切りかえたのかね。今、財政の支出面でいうと、町としては間違いなくこれから将来とも負担になっていくという部分が見えてくると思うんですけれども、それを補うくらいのものがなければ、こういった事業の切りかえというの、私はできないと思うんですけれども。

- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。住民の方々の説明の中で、住民の方々からは、以前農集排を使って、この農集排が供用開始したのが平成9年に供用開始をしまして、現在でまだ17年しかたっていないというふうな状況にございます。そういう中で、まだ施設的には新しいということと、あとは以前から農集排を使っていて、急に合併浄化槽というふうなことに対しての不満というか、公平性が今まで農集排使ってて、何で磯区民だけを差別するんだというふうなお話も中にはございました。それとあと、排水先については、先ほどもご説明申し上げましたとおり、排水先が農業用の取水になっていたり、あとは側溝が一部なかったりというふうなところもございました。そういう関係からこのような形で合併浄化槽から集中浄化槽に切りかえたわけでございます。よろしくお願いいたします。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。住民の人たちのね、やっぱり不満とか要望、それは間違いなくいろいろな面で、今回の件だけでなくてね、被災者の皆さんは町に対する思いいろいろあるとは思うんですけれども、ただ、町としてきちっと全体の事業も含めてね、いろいろやっぱり勘案しながら今まで町長も決断してきた経緯あるのでね、いろいろな部分で。それもきちんとやっぱり判断の中で、私は考えていくべきなのかなと。本当に28戸でね、この施設を利用して、維持管理経費、これから使用料も含めてね、本来いい形だったのかどうか、私は非常に疑問なのでね、何回もお話するわけですけれども。全体を見ながらやはり判断すべきだったのかなと。そして、今お話聞くと、排水の関係で言いますと、やはり合併浄化槽の排水の出どこで、きちっとあるいは出たところでね、そういった管理も十分にしていく、あるいはしていける、そういった条件では私はあると思うんですよ、復興交付金なり復興事業の中でね。そういう部分の手法もあわせながらやるべきでなかったのかなと。そういう部分についての検討をなされたのかどうか。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。排水先については、既設管路などを使いながらというようなことも検討いたしましたが、どうしてもポンプに頼るような形になってしまうということから、今回集中浄化槽のほうに切りかえたわけでございます。よろしくお願いいたします。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。それではね、28世帯で集中処理方式する、そういったメリットというのはどこにあるのかね。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。現在28世帯でございますが、今後この地区について は住宅建設というか、そういうふうな形での地域でもございますので、今後磯浜海水浴 場なりその辺ができた場合、またふえるような様子もあると考えてございます。

- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。全体のまちづくりの計画の中で、そういった磯地区の住宅をど のくらいふやしてね、あるいは処理場の施設としてどのくらいの共用を見込みながら考 えてらっしゃるのか、それについてお伺いしたいと思います。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。処理場の施設については、今後管路調査などが終わりまして、それであとその区域内の面積などを検討しながら、処理施設の部分については 検討するような形になります。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。ただね、今まちづくり全体の中でね、住宅が張りつく可能性があるというお話なのでね、鶏が先か、卵が先かになるんですけれども、やっぱりインフラでどのくらい今お話ししたように処理施設として機能されるのかね、それに応じて住宅をどのくらい張りつけているのか、あるいはそこに全体の用地としてどのくらい確保していくのかね、それ上下水道事業所長だけでなくて、事業計画室がどのくらい想定しているのかという部分も、市街地だけでなくてね、今のお話だとまちづくりと連動して集中処理をなさっているというお話しかとられないんですけれども、その辺の具体的な話は本当にしてるの。
- 事業計画調整室長(櫻井英文君)はい、議長。事業計画調整室では、そういった計画は残念ながら しておりません。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。課内で、あるいは行政の同じ役場組織の中で、かたっぽは計画をしていないと、かたっぽはどんどんふえる要素があるから、住宅が張りつくからと、そういうお話ではね、我々議会とすれば、誰をどういう形で信用していったらいいのかわからないでしょう。そして、やはり処理施設としてどのくらいこれから処理能力があって、どういう形で処理してね、本来だと室長、やはりできるだけ自分たちがやる事業に関しては、採算ベースに乗せて、支出を抑えていくと。先ほど前段で、包括民営化だって議会でいろいろ議論があったにしても、認めているわけですよ。それは、少しでも経費を抑えて、下水道事業そのものをやはり健全にさせたいとか、あるいは町の事業費を、町の予算、町の町民の財源、それを少しでも減らしたいという思いがあるからお話しているんでね、それを全然処理の、住宅の戸数がどのくらいあるかわからない、かたっぽでは計画していないということでは、もうどういう形の判断していったらいいか、我々もわからなくなりますよ。その辺についてね、もう1回、再度答弁。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。28世帯の処理施設の処理場というふうなことで一応 考えておりますが、これについては今後、管路の復旧状況などを見ながら、処理場の規 模等を検討していくわけでございますが、なるべく維持管理費がかからないような処理 施設等の建設に向けて努力してまいりたいと思います。そして、あと、維持管理費につ いては、隣の上平農集排地区もございますので、その辺での効率的な管理というふうな ことで考えてございます。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。非常に、今の答弁を聞いててもね、なかなか理解できにくいと。 やっぱり住民の意向を、先ほど前段言ったように、叶える、そういった部分の考え方も 一方では必要ですけれども、やっぱり全体の事業もきちっと勘案しながら、行政として 考えていくというの、これは一方では間違いなく必要なのでね。何でかというと、あく までも町民の税金、あるいはその事業全体のそういった運営経費で運営されるべきであ って、それを別な形で考えていくとなれば、やはりその事業そのものの負担につながる、 しいては町の財政状況、圧迫、悪化する、そういった一途をたどると、そういう部分に

なるのでね、その辺は本来十分に町として、あるいは下水道事業として、私は本当に十分な話し合いがされてね、ここに提案されるべきだったと思うんですけれども、その辺について町長からお伺いしたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。上下水道の建設なり維持管理、その事業区域の基本的な考え方というふうなことだろうと思いますけれども、基本的には岩佐議員ご指摘のとおりだというふうに思っていますし、我々も常々そういう問題意識を持って、この基本的な下水道なり水道の普及エリア、これの区域の考え方を整理しながら取り組んでいるというふうな状況でございますし、集落構造が変わり、人が減るという中で、そういう建設費なり、維持管理費を少しでも縮減、削減できるような基本方針のもとで、今後とも進めていかなくちゃないというふうに思っているところでございます。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
- 13番(後藤正幸君)はい、議長。4ページ、5ページ、債務負担行為についてお伺いします。この25の継続事業なんですが、ほとんどがことしの契約で、来年単年度で使うというので、経費そのものはあんまり問題ないんですが、この中に3つほど複数年度で使う経費が計上されております。それで伺いたいんですが、例えば5ページの下から2番目であれば、2年間で使うプレハブのリース料みたいなのは、単純に割っても納得できるんですが、これ、この5ページの上から6番目ですか、山元町共同作業所指定管理業務委託料なんていうのは、ことし契約して5年間というように、さっき問題になった件なんですが、これは単純に言いますと、1年100万円と契約するのか、それとも5年ですから1回に500万円と契約する考えなのか、その辺ちょっとお伺いします。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。指定管理料につきましては、協定でもって締結されて、 その額が定まってくるというようなことでございますけれども、ここにあります500 万となれば、基本協定の部分の5年間で上限を幾らにするというような決め方をします。 それから、年度ごとにつきましては、年度協定というようなことで、それぞれの年度で その年の額を定めていくというようなことになってまいります。 説明は以上です。
- 13番(後藤正幸君)はい、議長。そうすると、今みたいな説明ですと、4ページの一番下の障害者の支援センターみたいなところは、ことしの予算の執行状況を見ていると、まんべんなく出ていっているんだから問題ないんですが、この先ほど言った、先ほどの62号、議案のね、これなんかだと100万ことしも計画されておって、この前、総務常任委員会で調査したときは、11月5日の時点で、この100万は1円も使われていなかったというような視点から私は思うには、こんな500万なんていうの必要ないんじゃないかと思って質問しているんですが。
- 保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。共同作業所の指定管理料ですけれども、ちょっと先ほども指定管理の説明をする中で申し上げましたが、運営費全体のところから見ますと、障害者の総合支援法に基づきます障害者サービスの給付費、これでほとんどの事業等につきましては賄われるというような形になってまいりますが、不足が生じた場合なんかがちょっと想定されますので、その部分としまして、ちょっと上限額として想定させていただいたというような額でございます。
- 13番(後藤正幸君)はい、議長。今の説明を私なりに解釈すれば、この共同作業所の500万というのは、予算はこのくらいだけど、必ず5年間で500万支払うという考え方ではな

いというように解釈していいんですか。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。議員おっしゃる通りでございます。この額につきまして は、あくまでも5年間の限度額というふうな設定でございます。

議長(阿部均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)これで質疑を終わります。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第66号平成26年度山元町一般会計補正予算(第3号)を採 決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

午後2時36分 休 憩

午後2時45分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (阿部 均君) 日程第15. 議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。それでは、議案第67号平成26年度山元町国民健康保 険事業特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 2751, 000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 20億1, 51254, 000円とするものでございます。

それでは、6ページのほうをお開きください。

6ページ、歳出からの説明となります。

これは人事院勧告に伴います職員の給与の改定というようなことになります。 2751, 000円の増額でございます。前ページ、5ページのほうが歳入になります。歳出に伴います金額を2751, 000円、職員の人件費の繰入金というようなことで一般会計繰入金で対応するものでございます。

以上、議案第67号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を 賜りますようお願い申し上げます。 議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第67号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第3号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第16.議案第68号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。それでは、議案第68号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正に当たりましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5671, 000円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1362, 05271, 000円にするという 内容になってございます。

それでは、7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

7ページ、歳出の説明からになります。

人件費、人勧に伴います人件費の補正というふうなことでございます。総務費並びに3款の地域支援事業介護予防事業費、それから包括支援事業費についてそれぞれ職員の人件費を増額するというふうなものであります。トータルで56万1,000円というふうなことにあります。

歳入の説明を申し上げます。

5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

財源に当たりましては、3款の国庫支出金、それから4款支払基金交付金、それから5款の県支出金、そして7款の繰入金とございますが、それぞれの支出項目に合わせた率がございまして、それのほうの率で定められた率を予算額としまして、ただいま申しました人件費に対応するものでございます。財源調整につきましては、繰入金というふうな形で7款のほうの1項1目基金の取り崩しで対応するものでございます。

以上、議案第68号について説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第68号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第 3号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第17.議案第69号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。議案第69号平成26年度山元町水道事業会計補正予 算(第3号)についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願します。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款水道事業費1項営業費用は一般会計同様人件費の増及び来年4月から上下水道包括的業務委託を実施することに伴い、第2仮庁舎への事務室移転により、水道集中監視装置の事務室の警報盤の移設委託料128万2,000円を増額するものでございます。 次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

1 款資本的支出1項建設改良費は人件費の増で9万4,000円を増額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の通り補正する。支出、第1款水道事業費128万2,000円を増額し、総額4億3,035万7,000円とするものです。

第3条予算第4条中資本的収入が資本的支出に対し不足する額9万4,000円は、 当年度分損益勘定留保資金を調整して予定額を次のとおり補正するものであります。支 出第1款資本的支出9万4,000円を増額し、総額3億4,773万7,000円と するものです。

第4条予算第4条の2に工業社の借り上げに要する経費の債務負担を加えるものでございます。

第5条予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第69号平成26年度山元町水道事業会計補正予算(第3号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部均君)日程第18.議案第70号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。議案第70号平成26年度山元町下水道事業会計補正 予算(第3号)についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款下水道事業費1項営業費用につきましては、一般会計同様人件費8万6,000 円を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款資本的支出1項建設改良費につきましては、人件費の増及び磯地区の津波被害を 免れた農集排施設調査設計業務として1,481万2,000円を増額するものであり ます。

収入について申し上げます。

支出に見合う財源としまして、1款資本的支出1項企業債120万円を増額するものです。4項国庫補助金農集排事業復興交付金863万1,000円を増額するものです。 5項出資金繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金466万7,000円を増額するものでございます。

最初のページをお開き願います。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出第1款下水道事業費8万6,000円を増額し、総額9億8,363万5,00 0円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31万4,00 0円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び地方消費税資本的収支 調整額及び当年度分損益勘定留保資金を調整し、補塡財源として予定額を次のとおり補 正するものであります。

収入、第1款資本的収入1,449万8,000円を増額し、総額7億4,376万

6,000円とするものです。

支出、第1款資本的支出1,481万2,000円を増額し、総額10億5,336 万8,000円とするものです。

第4条、予算第5条に公用車の借り上げに要する経費、汚泥の運搬処分業務委託に要する経費の債務負担を加えるものであります。

次に、第5条予算第6条の復興事業債および災害復旧事業債を記載のように改めるものでございます。

第6条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のように改めるものでございます。

第7条、予算第10条に定めた多会計繰入にする金額を記載のように改めるものでご ざいます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 — 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第70号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算(第3号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第19.議案第71号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。議案第71号平成26年度復興交付金事業町道28 号上平磯線道路改良工事請負契約(その2)の締結についてご説明を申し上げます。

議案の概要については、別紙配布資料No.15にて説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、津波避難時に磯浜漁港付近から高台まで安全に避難するための道路を確保するため、町道28号上平磯線を拡幅する工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明を申し上げます。

契約の目的、平成26年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事(その2)です。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、6,400万800円でございます。消費税を含みます。

契約の相手方、亘理郡山元町真庭字南権現114番地 三宅建設株式会社代表取締役 三宅満でございます。

工事の場所、山元町磯地内。工事の概要等については施工延長が400メーター、道路幅員が11.5メーター、切土、盛土がそれぞれ1,500立米、1,400立米というふうな状況でございます。U字溝300Bが719メーター、車道舗装5センチで3,440平米、済みません、車道舗装は5センチでございました、大変失礼いたしました、歩道舗装3センチで1,580平米、あと転落防止柵259メーター、歩車道境界ブロック347メーターでございます。

内容について別紙のNo.15-2をご覧になっていただきたいと思います。

先ほど、議案第61号でご可決賜りましたところの前後400メーターになります。 西側につきましては社台レースホースの東側の道路から400メーターという延長でご ざいます。

続いて、15-3よろしくお願いします。

盛土構造でございますが、11.5メーター、切土構造の下が切土の断面図でございますが、同じく11.5メーターという幅員でございます。

議案の概要書の最初のページに戻っていただきたいと思います。

工期は山元町議会で議決された日の翌日から27年3月31までとなります。

以上で、議案第71号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第71号平成26年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路 改良工事請負契約(その2)の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第20.議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。続きまして、議案第72号平成26年度復興交付金 事業町道4164号浅生原笠野線道路改良工事請負契約(その1)の締結についてご説 明申し上げます。

議案の概要については、別紙配布資料No.16にて説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、新県道相馬亘理線と新山下駅周辺市街地を結ぶ幹線ルートを確立し、沿岸部から安全かつ円滑に避難するため道路を確保するため、町道4164 号を浅生原笠野線を拡幅する工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の 規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明をさせていただきます。

契約の目的、平成26年度復興交付金事業町道4164号浅生原笠野線道路改良工事(その1)でございます。

契約の方法、指名競争入札でございます。

契約金額、6,426万円でございます。消費税を含みます。

契約の相手方、亘理郡山元町高瀬字紅葉60番地 株式会社横山産業代表取締役横山 義信でございます。

工事の場所、山元町浅生原地内。

工事の概要につきましては、施工延長が500メーター。道路幅員については10.

0メーター。工事の内容等については表記のとおりということでご理解を願います。 続いて、資料の16-2、No. 16-2をご覧になっていただきたいと思います。 農免農道から新市街地の地区幹線 2 号までの施工延長 5 0 0 メーターになります。 続きまして、16-3 よろしくお願いします。

新市街地部のNo.0からNo.10までは10メートルの道路幅員、車道幅員7.5メーターと歩道幅員2.5メーター、起点側拡幅部におきましては、同じく10メーター、7.5メーターの2.5メーターというふうな内容でございます。

議案の概要に戻っていただきたいと思います。

7の工期でございますが、山元町議会議決の日の翌日から平成27年3月31日まで でございます。

以上で議案第72号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第72号平成26年度復興交付金事業町道4164号浅生原笠 野線道路改良工事請負契約(その1)の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部均君)日程第21.議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。議案第73号平成25年度債務負担行為請2号新坂 元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案の概要については、別紙配布資料No.17にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

提案理由でございますが、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外の設計・施工一括発注工事において、下記のとおり造成工事の一部に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提出するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明を申し上げます。

契約の目的については、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外の請負契約の変更でございます。

契約の相手方、仙台市青葉区中央2丁目9番27号 鴻池・上野組特定建設工事共同企業体でございます。代表取締役株式会社鴻池東北支店執行役員支店長加藤 康です。

契約の金額、変更と増額のみをご紹介させていただきます。51億881万391円、 消費税を含みます。増額でございますが、4億232万520円でございます。

工事の場所につきましては、山元町町地内。

工事の概要につきましてこれからご説明させていただきます。

①でございますが、調整池ポンプ設置設備工事一式増ということで、第1回工事契約変更時に増嵩した施設設計が完了しましたので、そのためポンプ施設・設備の内容等について増嵩するものでございます。増額については4,820万円に相当します。

2番目の調整池の改良工一式の増でございますが、調整池の詳細設計を進める中で、年間を通して地下水等の観測井戸を設け、観測することによって、水位の変化が生じました。当初設計より地下水が高いということが判明したため、湧水が調整池に流入すると必要な許容量を確保できなくなるため、湧水の流入を抑制する対策として調整池側面部及び底部の改良工を増嵩するものでございます。底部におきましては3メーターほどセメント改良となる予定でございます。3メーターの内容につきましては、地下水の対策として浮力への対応、あと盤ぶくれと言ってひび割れ等を防ぐための対応、あと発生土の再利用という内容等を考慮してセメント改良に踏み切っております。

続きまして、3番目の新市街地東側道路側面道路擁壁工一式の増についてご説明いた します。

土地利用の変更により調整池が当初変更していた国道6号西側より東側のほうに移動になりました。そのことによりまして調整池東側道路線形を敷地境界への変更したというような状況になります。この変更に伴いまして、当初のり面の処理を予定しておりましたが、全線擁壁構造に変更したため増嵩となるものでございます。あわせて擁壁工の支持力確保のための地盤改良も考えております。これが7,420万円です。

済みません、2番目の調整池のほうの金額をご紹介忘れました、大変失礼しました。

2番目については2億6,450万円相当でございます。

第1回の変更でございますが、議案第33号で平成26年3月18日に議決をいただきました。契約額が39億3,381万4,617円ということでございまして、変更の内容でございますが、当時もご紹介させていただきましたが、設計に関する内容ということで、造成工事外、上水道、宅地造成、あと今回実施設計の内容の変更になります調整池ポンプ設置等の設計の関連、坂元川の橋梁の増嵩とうの設計の内容でございました。工事については変更ございませんでした。変更の理由は、当時もご説明させていただきましたが、詳細設計業務内容について当初契約時に復興交付金の交付決定を受けていない詳細設計業務の一部内容が、その後の復興庁との協議により同交付金事業内で予算流用が可能と認められたことや、新たに交付金を受けたものについて変更契約を締結したものでございます。

続きまして、第2回変更についてご説明をさせていただきます。議案第43号でございますが、契約額が47億648万9,871円、これは、設計業務については災害公営住宅の建築設計のみでございます。工事については造成工事0.3~クタール増と、あと重機足場の補強、軟弱地盤改良の杭本数の増、新市街地の接道に伴う国道6号の交差点の改良増、あと橋梁、前回1回で認めていただきました坂元川の橋梁の拡幅工事の増、交通広場、駅前広場の増等でございます。変更理由についてもご紹介をさせていただきたいと思います。詳細設計により工事数量の精査を行ったことに加え、復興庁との協議により認められた国道6号交差点改良、橋梁拡幅工事等の新設工事を造成工事等に追加するもの、中層集合住宅においては設計費を新たに計上するというような内容でございました。

今回、第3回の変更ということで議案を提出させていただきました。変更契約予定額でございますが、51億881万391円と。設計については変更ございません。工事につきましては、先ほどご説明させていただきました調整池ポンプの施設設備工事の増、調整池の改良工事の増、新市街地東側道路側壁の増等でございます。

内容については、今回の変更等についてはさきに第1回の変更でお認めをいただいた 調整池関連の詳細設計を行うことによって構造等において第10回の復興交付金申請で 新たに認められたものでございます。それの工事関係を全て追加計上したものでござい ますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

なお、このような流れになったのは、設計施工一括発注方式を行っております。実施 設計を組みながら復興庁と協議をする中で、お認めをいただいた内容等の変更の実施、 それに伴いましての流れでございますのでご理解を願いたいというふうに思います。

以上で議案第73号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜り

- 議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。いろいろ説明をしていただいて、長々と説明してたんだけど、 大体理解できました。最後のやつで、一括発注方式のやり方なのでね、実施設計を組み ながら、実際にそこで予算づけをしたり事業をやっていくという方式だというお話で、 まあこれについては議会で何回か説明を受けているので理解はできるんですけれども、 実際に、例えば10回の復興の交付金の申請、今回の分についてはこうで、最終的には これで終わりという形で考えていいのかどうかと、あと一括発注方式の中での、やはり 事業のやり方として、やはりこういう形でないとできないのかどうかね。具体的にはや り方もいろいろ手法的にはあると思うんですけれども、なかなか我々最後まで、最初の この1回目の38億7,000万、これのときに1回、2回、3回目の変更の全体の像 がなかなか予算も含めて見えてこないということなので、一括発注方式の中で具体的に そういった部分も本当は最終まで見えれば50億になるんだよという、そういった見通 しもつけたのかなと思うんですけれども、やっぱり発注方式の中で、やっぱりその都度、 その都度、設計酌みながらということであれば、こういう形にならざるを得ないという 部分でしょうけれども、その辺についてご答弁いただければなと思います。
- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。議員ご指摘のとおりです。内容等については、先ほどもご紹介させていただきましたが、詳細設計を組むに当たりまして、工事の単価等を出すという流れになります。当初設計・施工一括発注ということで、基本設計のみで積算をさせていただいております。詳細設計をすることによりまして、細部にわたりまして調査をすることによって条件等の内容が変わってきます。その内容に基づきまして、復興庁と協議をさせていただく中でご理解をいただいて予算計上をさせていただいたということでご理解を賜りたいと、かように思います。

なお、復興庁との協議に際しましては、工法等の内容について比較検討の有無を紹介 させていただく中で議論させていただいておりますのでご理解を賜りたいと、かように 思います。以上です。

- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。一括発注方式であれば、やっぱりこういう形で詳細設計しながら実施設計を組むと、それで予算を決めていくと、その方式しかないという形でいいのかどうかね。
- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。概算的には大きな項目等で計上させていただいておりますが、細目になりますとやっぱり詳細設計が基本になります。そのような中で対応 しなくちゃいけないということで、ご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。具体的に考えると、例えば全体の事業の行動計画、事業スケジュール、あるいは事業の全体の予算、これについては頭出しして、それで全体の、例えば今回の市街地の予算、復興計画の中で具体的に示されていたと思うんですけれども、それについて、例えば分散すると3市街地、宮城病院、山下新市街地、あるいは坂元新市街地ということで、その中での一応計画の中で実際にこの一括発注方式の中での予算組とすれば、われわれが伺っていたのは大体40億程度、38億程度でずっとお伺いしていたんですけれども、その辺について最終的に全体の事業費がある程度計画の中で詳細設計では見えないという部分はあっても、全体の計画の中での事業申請をする前の段

階での予算組、それについては50億程度という形で見ていたのかな。それとも、私が言うように、この新市街地、坂元の分については38億、あるいは40億程度で見ていたのかな。3つの市街地も同じような状況で多分詳細設計組みながら、実施設計という形にはなっていると思うんですけれども、その辺の流れとか、あるいは当初の考え方、あと現時点での違ってきた状況の中での詳細設計から実施設計ということなんでしょうけれども、最初に、先ほど言ったように、全体の事業費が我々見えなかったという部分が、我々も非常にこういう形でその都度、その都度でくると中身を聞いてもやはりなかなかわかりにくいという部分があるのでね、その辺の具体的な説明をお願いしたいなと思います。

- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。議員ご懸念の件については、ごもっともだと思います。我々申請する中で基本額というものがございまして、面整備の場合は平米幾ら、あるいは道路の場合は幾ら、上下水道の場合は幾らというふうな基本となる額を積み上げまして、当初計画をさせていただいたと。概算の概算でございますので、内々で対応している地区もありますし、まだ詰め切れないところもあろうかと思いますので、その辺はご理解を願いたいというふうに思います。以上です。(「額はどのくらいなの」の声あり)
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。詳細設計ね、先ほどから何回も詳細設計で出て、実施設計やって、それで全体の事業費を割り出すと。その上で復興交付金に申請をするという、そういう形については十分今までも説明していただいてわかっているんですけれども、ただ、やはり事業をやる上でね、いろいろ全体の概算の概算であっても、全体の総枠の事業費というのもやはりあったはずであると思うんですよ。それが市街地の場合、実際に今回のような形で全体の事業費が13億かな、14億かな、いろいろ勘案しても多くなっているという形でね、それについて全体の復興計画の中での市街地の全体の事業費、それはどのくらい見ていたのかというお話なのでね、それについてご答弁いただきたいと思います。
- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。手元に資料がございませんので、若干お時間をいた だきたいと思います。以上です。
- 10番(岩佐 隆君)はい、議長。私は持っているんですけれども、実際には全体の事業計画、それを一括発注方式で復興計画179事業全体を進めるという形で進んできたと思うのでね、それで一つ一つの事業計画の中での予算というのもある程度枠組みで決まっていたと思うんです。それを、全体の枠組みの中で、きちっとやっぱり今の一括発注方式であっても事業全体をやるためにどのくらいかかるのかという部分をきちっと判断をしながら、いくら忙しいとか、いくら概算であっても、やはりきちっきちっとやっていかないと、本当に予算が大きくずれる可能性も出てくるのでね、やっぱり事業をどこまでやって、どのくらいの予算でやって、その範囲内でやっていくんだよという形の、まあ不測の事態は別ですよ、それが私は計画で事業を実践・実行している1つの財政の裏づけも得た考え方だと思うんですよ。今回の場合は復興交付金で全部出てるから、まあ大くくりでいいんだという、そういった形では、私は非常に事業を進める行政とすれば、私はうまくないと思いますので、その辺については十分、今までもそうですし、これからも全体の事業費の枠の中でどういうふうな形で事業を進めていくのか、十分検討しながらやるべきだと思いますので、それについて最後に御答弁いただければと思います、町長。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。基本的な部分は、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、 ただ行動計画の中での事業の積み上げといいますか、その辺をトータルでお尋ねの部分、 積み上げをしっかりお話し切れていない部分があるのかなというのは反省しつつ、早目 にトータルがご披露できるようにしていかなくちゃないなというふうに思います。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。今も話あったんですが、さっぱり見えない、一括発注方式という新しい方式を使うようになってから、きょうこういう資料初めて出していただいたので、ある程度この流れ、経緯についてはわかったわけですが、これを見てわかりますように、始まり38億で、今現在51億、こういうやり方っていいのかどうか、まず素朴な疑問を訴えたいと。まさに今全体像がどこまで、こういう形でいくとね、どこまでかかったのか、変更契約、変更契約ってね、どこまで引っ張っていかれるのかというのがさっぱり雲をつかむような話になっています。1つね、確認しますと、とりあえず変更契約ができる範囲、あるいは条件というのはどういうことになっているんですか。この計画つくった人でいいよ、答えるのは。
- 議 長(阿部 均君)財政課長ですか、企画課長ですか、どなたでしょうか、これは。一般論で構 いません。
- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。変更契約については、特に金額等の縛り、上限、下限というのはないというふうに理解しております。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。そうすると、私は一般的に言うと、1円で契約して、変更契約で100億になるということもあり得るということですか。一般論ですから。そっちが一般論と言ったんだから。
- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。まあ、あり得ない話ではないとは思いますけど、普通に 考えてそういうことが一般常識としてあるかどうかというのは別ですけど、方法として はあり得ないことではないと思います。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。常識的なという言葉が出てきたので改めて聞くんですが、この 38億から出発して、そして51億に至るというのは、これまた一般の範囲なんですか。 範囲と考えていいんですか。一般論できたからね。
- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。なかなかコメントが難しいところかなと思いますけれども、もともとこの当初契約の中身というのが、先ほど整備課長からも説明ありましたけれども、仮定の上の仮定、要はある程度概略の部分でのつかみの設計金額であったというところもあって、その業務を進めていく中で、実施設計をして、具体的な金額が定まってきたということで変更を重ねているというふうに聞いておりますので、一般論という言い方がいいかわかりませんけれども、あり得ない話ではないのかなとは思いますが、ただ、常識的な受けとめ方として、38億から51億になるというのはやはりどういうものなのかなという受けとめ方は私としてはしております。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。「私はしている」ということですから、やっぱり疑問に思っているということですね。それは後で残しておいて、今現在の工事進捗状況というのは、全体の何パーセントになっているんですか。といいますのは、工期や工事、前回も工期を大きく遅らせて1年間延長したということでありますが、今後もそういった変化が生じるという見込みがあるのかどうかですね。

そして、先ほども出ましたが、やはり全体の予定価格というものを、事業のね、どの

くらいに見積もっているのか、その辺は当然公開してもいいかと思うんですが、その辺 についてお伺いいたします。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。これから大きな変更があるのかどうかというご質問について、まずはお答えさせていただきます。前回の変更で、あるいは今回の変更、大きな工事に対する項目の変更がありました。これからについては細部にわたるこまいところの計画と現地の精査の変更、あるいは物価スライド等に対する変更等が考えられます。その辺については、額等についてはそんなに大きいものにはならないのかなというふうに考えております。

あと、現実的に施工状況でございますが、新坂元駅周辺地区におきましては、地盤改良については97.9パーセント改良は完了しております。基盤の盛土につきましては、84パーセントまで進捗しているような状況でございます。ですので、これから大きな変更の内容というのは伴わないというふうに考えております。そんな内容でよろしいでしょうか、以上です。

済みません、大変失礼いたしました。もう1つ忘れておりました。道合の分の関係でございますが、工事等についてはこれから造成工事及び建築工事、災害公営住宅の建築工事が想定されます。その辺については額も若干大きな額になるのかなと、かように考えております。以上です。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。今の道合はまた後に聞くんだけれども、今回の工事の概要変更分ということで、1、2、3と掲げているんですが、これらはいろいろ見ると、それぞれを音通に考えると、それぞれ独立した工事じゃないのかなというふうに思うんですが、その辺はどのように受けとめればいいのかね。まあ、多分に一括発注方式、設計、施工、そういうところから来る、形は変更、変更、変更なんですが、工事の中身からすればそれぞれ独立、新たに生まれてきた工事なのではないかなという幼稚な疑問が生まれてくるんですが、その辺についてお伺いいたします。
- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。工事の内容につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、調査等をする中で、工法の検討、詳細検討等を行うことによって、内容等が変わったという状況でございますので、ご理解をいただきたいと、かように思います。その辺につきましては、復興庁と協議の中で、工法等の内容の説明等もさせていただく中で、現況の1年間を通しての地下水の調査とか、あるいは地盤の地質とか、そういう内容等について詳細に説明する中で、ご理解を賜った、予算計上を認めていただいたということでご理解を賜りたいと、かように思います。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。復興庁等々の話で進めてきたという話ですが、今回この変更契約、今回でもう3回目なんですが、今回、前回も7億と大きかった内容だったんですが、前回もこういう内容で、これで終わるんだべな、これで進めるんだべなと思っていたのが、また新たに4億というね、こういう大きな変更、契約というものが出てきたので、ここで改めて聞きたいんですが、この今回の変更契約について、どういった方法で積算されたのか、その辺、全部復興庁等といろいろ話、この契約は当然発注者は町、受注者企業ということなんでしょうが、企業との間での単価決めどうしたのか、その辺の積算についてお伺いいたします。
- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。当初については、先ほどもご紹介をさせていただき ましたが、都市計画決定する中で、防災調整池の位置が国道6号の西側と東側と2カ所

に分かれておりました。その後、土地利用計画に伴いまして、JRの常磐線の東側に変更したという内容でございます。その中で、1年間を通して地下水等の調査をすることによりまして、水域の変動等に対する成果も出ました、その成果をもとにして安定する水量確保と、安定する調整池の機能、その辺を鑑みまして今回の変更の内容になったということでご理解を賜りたいと、かように思います。(「金、金、どれだけ積算したらこの2億だったら2億の、何をもとに積算されたのかというのをききたいの」の声あり)これは、積み上げでございます。全て積み上げて。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。積み上げてって、我々さっぱりわかりません。何に何を積み上げたのか、その中身を聞いているので、そもそも出発点が基本設計ってね、38号で、そこのときでも、そこらの説明が我々には伝わってこないんだから、そういう。そして、その前にね、こういう、ちょっと今の質問ストップね、ストップというか、その前に、いいわ、いいわ。ちょっと頭の……、何を聞いていいかもわからない、私自身がこんな大きい、4億だよ、4億。4億の変更契約、そしてたったこれだけの資料で判断しろと言われる私たちの身にもなってほしいという立場でお尋ねします。

元に戻ります、はい、そういうことでお答えください。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。

先ほどもご紹介をさせていただきましたが、当初設計する段階で、ポンプの排水予定は1カ所のみと、国道6号上については自然流化の予定でございました。それが、2カ所ともポンプ必要だというふうな状況になったこと。あと、先ほどもご紹介をさせていただきましたが、当時ボーリング調査、あるいはボーリング調査したところの地下水調査のみでございました。そんな中で、今回1年間を通して調査をすることによりまして、地下水の変動等も調査することによって、より安全な防災調整池をつくるために変更の内容に至ったということでご理解を賜りたいと、かように思います。

なお、この新市街地におきましては、特に坂元川付近におきましては、土壌の関係も ございまして、地盤改良等の厚さも非常に厚くなるというような状況でございますので、 金額が若干かさんだという内容でございますので、その辺はご理解を賜りたいというふ うに思います。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。ちょっと申しわけないんだけれども、私の質問の答えになっていないと思うんですが、私は単純に聞いているんですが、変更になった、まあ、私もにわか勉強で理解が薄い中でお尋ねするわけですが、国土交通省のマニュアルでは、変更手続きについて一定の手続きを要求しているそうであります。今回この山元町は、この変更する際に、どのような手続きを踏んだのか、一括発注方式ということでね、定められているようであります。まあ疑問は、数量変更前に、この単価合意というのはちゃんとやっているのか、済んでいるのか、単価ね、何ぼという。

それから、その後に、数量等を変更し、あと合意単価をかけて工事費を算定するやり 方があるみたいなんだけど、これは疑問の1つで、どういうやり方で算定されたのか。 だから積算って聞いたんですけども、そういうことなので、お伺いいたします。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。積算基準に基づいて国の単価で積算をしております ので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

> 数量等については、現地実施設計をする中で、確認をしながら行っておりますので、 その辺は差異のないような対応をしているというふうに私は確信していますので、ご理

解を賜りたいと、かように思います。以上です。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。その辺はね、我々もここでいくらこの内訳示してもらっても、多分素人頭ですから、それ見せられてもわからない。その辺は疑問が解けないということで、次に移る、確認したい部分があるんですが。そういう意味では、この増のというか、先ほどの2億6,450万もの一本の金額、これがただそっちの都合でこのくらい増にしますよというのが2億6,000という工事、これはね、ほとんど審査というか、調査、我々のあれ経ないで、こういう状況で通っていく。もっとね、この事業だけでも大変な、その額から見ればですよ、それがこの程度の説明で通ってしまうというふうなのはいかがなものかという疑問からいろいろ確認しているわけなんですが、この設計・施工一括発注方式等適用する場合には、実施設計の完了後、工事着手までの間に受発注者間、受注者・発注者間で単価の合意をすることが基本になっているということなんですが、こういう手続き等は取られているんでしょうか。にわか勉強だから、これがどうかというのわからないんだけれども。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。

その辺は、国土交通省の単価を基本に設計させていただいて、受注者のほうにも我々のほうから確認をする中で、お互い合意の上での金額になっておりますことをご理解いただきたいと、かように思います。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。そういった協議がいつ行われたのかお伺いします。発注者と受 注者ですね、この辺、変更について。
- 震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。今回の第10回交付金の申請が認められましたのは、 11月26日でございます。それに伴いまして積算の確認、あるいは数量等の確認等に ついてJVと設計書、あるいは金額等の内容等に協議をさせていただくのに10日ほど かかりました。それで、今回議会の初日に間に合わないような状況でございましたので、 追加提案という形にさせていただきました。 仮契約の締結については、9日の時点でさせていただいておりますので、その辺は我々日にちのない中で、JVと一緒に時間を惜しまないで対応したということでご理解を賜りたいと、かように思います。 本議会で間に合うようにということで頑張りましたので、ご理解をいただきたいと思います。
  - 6番 (遠藤龍之君) はい、議長。そういう話聞くというかね、そっちの頑張りはわかるんですが、こっちが頑張らないんでそういう無理なスケジュールの中で、12月9日契約、仮契約、そしてなかなか議案出されなかった、何ぼ言っても、追加提案、追加提案と言ってね。そもそも、こういう重要な、大きな事業の議案がそういう形で提案されていいものなんでしょうか。前回も臨時会だね、それも2日くらい前の議案配布というかね、臨時議会組んだよな。それから1回目の変更のときも、これは額がそんなに大きくなかったんだけれども、これまた追加提案なんですよ、議会に入ってから。そして、本会議で何ら通告しないでいきなりぼこっと出てきたという経緯なんです。今回もその類ですね。こんな大きな事業がね、それはどういうことを意味するか、皆さんが頑張ったのはわかります。しかし、私たちが頑張れるところがないんです。こんな重要なものをね、どのようにして、我々も一応勉強して、この議案を見て勉強して、あと調査しなくちゃならないところは調査して、そしてこれが本当に認められる内容のものになっているのか、あるいは町民の利益を考えたときに、認めていいものだろうかということで、最終的には判断するようになるんですよ。そういう、我々にとっては、皆さんが頑張ったことによ

って、我々にはそれを調査するいとまがない。だから専決処分、まあそれは関係ないな、 まあそういうことで、そういうこともあるんだけれども、我々どうして、どのようにし てこれを判断しろと言われるのか。一番最初に出てきた疑問ですが、前の同僚議員も言 ってたけれども、本当に全体像が見えない。ここでね、これをまた許したときに、今度 また10億、20億とかね、そういうのが出てきかねないような、これまでの話からす れば、そういうことも十分想定できると。我々はどこで食い止めるかという、中身がい いものにしたとしても、全く雲をつかむような状況が今生まれているのではないかと思 うんですが、その辺について、捉え方について、町長どう思われますか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。確かに遠藤議員ご指摘のような部分は相当程度おありなのかなというものが、我々執行部にとりましてもこれだけの大きな事業ですね、相当なスピード感を持って対応せざるを得ないという状況の中に置かれて、お互いに余裕のない事業の進め方にならざるを得ないという部分がございまして、時間のない中で、相当経験のない大型の事業にタッチしなくちゃないという、その辺の1つのジレンマがあるというふうなことをお互いに共有しながら、この大事業を進めていかなくちゃないのかなというふうに思っております。まあ、議員ご指摘のように、極力我々も特別委員会等を通じまして、要所、要所で本会議に向けての、できるだけ内容の共通理解になるような努力をさせてもらっているわけでございますけれども、必ずしもそれが、完璧な対応がなされているかというと、それは我々も反省しつつ、議案、予算を上げさせてもらっているというようなことでございますので、どうぞよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。これまでもね、時間がない、時間がないということで、私たち はやむなく十分な判断ができない中で、あるいは意見、異論がありながらも、全体を考 えたときにどうかということで、何回かにわたって町の要請に応えてきたという経緯が あります。しかしながら、その後、そうしてしまうと、議会で決めたんじゃないかと、 今度逆にそう言われているような部分もあるわけで、そういう現実もあるわけで、です から、今こういう決める際には、私たちはもっと、本当にこのそういう立場に立ってこ ういった決め事を決めなくてはならないなと。そういった立場って、しっかりした立場 に立ってですね。そのためには、時間がないと言いますけれども、この点は、何でこの 今会期中に仕上げなくちゃならないのか、そういう意味では不十分なものですよ。私は もろもろ、いろいろ臨時議会ということだって考えられるし、やはりそこはよく町長言 うけど、共通の理解に立って、共通の理解に立ってという要請があるけれども、我々に 対しての資料不足で、なかなか我々、気持ちはあっても共通の理解ができないというこ とも現状にある。やっぱり町長が思うような、共通の理解に立つためには、我々も皆さ んと同じような理解の上にならなくてはならない。それの理解を得るためには、やっぱ り時間は必要だと。そのくらいの時間は我々にも与えてくれてもと思うわけですが、時 間がないということであれば、やはりそこは、そっちのほうも考えてほしいと。12月 9日に仮契約して、だから当然我々に議案示されないなんて当たり前ですよね。そして、 これもらったのが12月10日か11日かな。しかも、もらったのはこれだけの資料で すよね。ほかに資料いただいてないんだ、議案書とね。それで同じ、私たち判断しなく ちゃならない、非常に辛い立場にあるんですよ。ということを訴えてもしかたないんだ な。訴えてもというか、それで、今時間がないということなんですが、そういう立場の

中では、そしてそういう、何でそういう、その前に、この一括発注方式というやり方と、 それからよく出てくるのが復興庁との交付金決定を受けてないからというね、理由がこ の出てくるんですが、それちょっとおかしいんでないの。大体ですから、そもそも新坂 元、新市街地の工事というのは、またさっきの疑問に戻るんですが、全体ね、これは当 然全体があるわけだよね。それが私たちはこの30億というふうに、38億という受け とめたわけなんですが、それがどんどんどんどん。でも、計画を立てる以上は、当然全 体こうするというのがそもそもあって、それでこれを、この事業を仕上げるためには最 低このくらいの金が必要だということで、それでこう我々に示され、その中でもやっぱ り詳細にわたっていったらば、調べていったらこの辺がちょっと足りないから、この不 足分は変更で認めてくれという流れだと思うんですよね。だから、今現在、やっぱり全 体像はわかってるはずなんだよな。それが幾らなのかと。先ほども出てきたけれども、 それが50億で済む、これで終わりなのかと。あるいは、60億もまだ予定しているの かと、その60億、全体は60億なんですよということがわかればいい。この説明を聞 くとさ、基本設計、復興庁で認めているんだったらば、当然その全体の事業というのが、 当然もうそれも示されているはずなんだよな、復興庁にね。そしたら、復興庁に認めら れたから変更契約というのおかしいし、あるいは、それが認められなくたって、その事 業というのは進めていかなくちゃならないんだから、認められる、認められないにかか わらず、我々には前に説明、あるいはしてもおかしくない話だと思うんですが、その辺 の流れについてはどうですか、答えられる人。答える責任のある人答えてください。

- 震災復興企画課長(本郷和徳君)はい、議長。復興交付金の申請とか、そういった部分の関係ですと私のほうから答えさせていただきますと、復興庁に申請する場合についても、復興庁のほうにやはり先ほどまで震災復興整備課長が申しましたように、設計をして、ある程度必要性部分を示さないと、きちんとお金、例えば流用する協議ですとか、通っていかない部分があります。そういった部分から、やっぱりこの詳細設計というのを進めて、ある程度復興庁にお示しできる段階になって、お金部分が協議として乗ってくる部分というのが確かにありますので、そういった部分は現地に入って、こういう変更が出てきた場合、きちんと図面とか、そういったもので示していくという部分が必要になってきますので、そういう流れで我々もやっているというような部分をご理解いただければということでございます。以上です。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。理解した上で聞いているんですが、復興庁は全体の事業は認めているんでしょう。認めたから進んでるんでしょう。今言うの、確かに詳細にわたってのやつについては当然、復興庁が決めるのはもう全体は認めてるんだから、決めるのは正確な数字を示すために、復興庁のほうが正確な数字を出すためにそういう事業をやらせているんであって、全体は認めてる。あの一番最初の3年前に我々に示されたこの事業には何十億、この事業には百何十億、ちゃんと決まってるんだから。そういうのをもとに皆さんは全体の、ここで言うと新坂元市街地の事業全体を見て、基本設計計画して、そして大体事業費総額このくらいだということで取り組み始めた計画なんでしょう。そこは違うんですか。さっきの積み上げ、積み上げという、何だかという表現もあるようですが。

## 午後 4時10分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10分になりましたが、町長がお見えになりませんので、もうしばらくお待ちください。

午後 4時11分 休 憩

## 午後 4時15分 再 開

議 長 (阿部 均君) 今、執行部のほうからもうしばらく休憩を欲しいということでございますの で、しばらくお待ちください。

午後 4時16分 休 憩

## 午後 4時25分 再 開

議 長(阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興企画課長(本郷和德君)はい、議長。お時間をいただきまして申しわけございません。

私のほうからは、今震災復興計画の行動計画に掲げる部分について、当初3市街地で 見込んでいた額ということで今調べてきた部分についてご説明させていただきます。

今、この行動計画のほうにつきましては、今手元にある部分については、3つの市街地まとめての部分の災害公営住宅と、津波復興拠点事業、防災集団移転事業の全体の事業の部分だけでして、これの詳細部分となりますと、平成23年12月の部分の細かい内訳部分がちょっとないとご説明できないということで、今担当課のほうでそこの部分は探しているんですけれども、なかなかそこの部分はそれを見つけた上で精査しないと出てこないということで、今私のほうで説明させていただく部分につきましては、3つの市街地の合計、これも土地代とか、工事費とか、あと防災集団移転事業でいきますと、例えば宅地の買取事業とかも含みますので、それら全部の合計額ということでご説明させていただきます。

まず、災害公営住宅部分につきましては、約148億円になっております。続いて、 津波復興拠点整備事業につきましては、174億円、防災集団移転事業につきましては、 約391億円ということで、合計約712億円ということで、3市街地まとめて行動計 画には記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

議 長(阿部 均君)あと、もう少し詳細な部分については震災復興整備課長。震災復興企画課長。 震災復興企画課長(本郷和徳君)はい、議長。先ほどの件ですけれども、今こちらのほう、細かい 内訳部分につきましては精査しているところで、今すぐにという部分はできませんので、 この部分については後で整理した上でこちらの部分示させていただくということで、ご 理解いただきたいと思います。以上です。

- 議 長(阿部 均君)震災復興整備課長、何か足りない部分がございましたならば。ないのね、はい。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。今の説明ではちょっと雲をつかむような内容で、詳細が、正直 言いますと詳細がわからなければ、私たちにまた元の話になるんですが、これ今決めろ

と言われて、決められないんじゃないですか、町長さん。と思います。こういう事態だ から、さらに言わせていただきますと、当然、だからね、時間あれば私もちゃんときち っと自分の資料で確認できたことなんですが、債務負担で始まっているんですよね。多 分、ですから、そこである程度の金額が示されて、そこからの出発ということになって いると思うんです。そして、そんな資料は、ちゃんと資料をとって、議会のね、毎回皆 さんとじていると思うんですけれども、それを見ればすぐに出てくる数字なんですよ。 私が言うまでもなく。まあ、私もうちに帰ってみればすぐに数字が出てくるかと思うん ですが。そこで示された数字から出発して、その債務負担でその上限が決められた中で、 まだ詳細がわからないということで、多分確実な金だけから出発したという動きなのか なというふうに見受けられるんですが、それはそれでいいんですけれども、しかし、こ ういうのが再三続くと、やっぱりその当初の全体像が見えないと、私たちもどう判断し たらいいのかわからないということが今現実なんです。そういう事態に陥っているとい うことなんですよ。そして、多分にその当初の、大体このくらいの枠でやるといった額 に対して、今どういう状況にあるのかということなんですが、この一括発注方式を進め て、それを非常にいいものだということで、そういうことで取り上げてきたと思うんで すが、一括発注方式のそもそもの目的はなんだったのかお伺いいたします。

震災復興整備課長(庄司正一君)はい、議長。設計・施工一括発注式については、議会で何度もご説明させていただいておりますが、基本的には基本設計をもとにして実施設計を行いながら、なおかつ一部工事を施行しながら同時並行的に実施をするような流れになっております。そんな中で、基本設計を詳細設計に変更するに当たりまして、工事の内容等についても詳細な対応が必要になりますので、その時点で、時点、時点において金額等の変更が生じておるというような状況でございます。それが今まで第3回目までの変更になりますが、変更の中身、あるいは内容ということになっております。当初、38億、当初45億で積算させていただいております。契約は38億になっていますが、これは請負費等もございますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。当時の45億につきましては、当時基本的な面積、あるいは宅地造成、あるいは災害公営住宅の当時の建築予定戸数等を基本に設計業務の関係を積算し、なおかつそれに関連する工事の関係、概略ではございますが、盛土高、あるいはそれに伴います上下水道の関連、あるいは防災調整池の基本的な積算の仕方、あるいは災害公営住宅の本体の建築等になりました。それが当初の考え方に基づく積算45億の中身でございます。

第1回の変更については、その後詳細設計をする中で、設計の中身が変わったということで、6,000万円ほど変更させていただいております。それは、資料17-1でご紹介をさせていただいているように、設計をまず最初にお示しをしたと。そして、第2回においては、それをもとにして工事費を積算させていただいたというような状況でございます。第3回目においても、その1回の変更を基本にして、工事費に積算をして復興庁との協議をしたという流れでございますので、その辺は段階的な仕事をする上で、流れであるということでご理解を賜りたいと、かように思います。その辺、場面、場面で説明については不十分な点があったことはお詫びを申し上げたいと、かように思いますので、その辺はよろしくご理解を願います。以上です。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。ちょっと今聞き方を間違ったんだな。メリットですね、非常に 得意げにというと申しわけないんですけれども、あの当時ね、こっちの方式でやればこ

ういうメリットがあるということで、我々にも全くわからない手法のものが持ち込まれ たということになるわけですが、その際我々が強調して説明されたのは、工期の短縮と コスト削減、この2点を大いに強調されたんですが、もう既に工期は1年、この新坂元 の場合はですね、1年もう前回のあれでおくれることが示されたと。そして、今求めた いというか、確認したいというのは、そのコスト削減という強調されたことが、これま での話では、当初が見えないので何とも言えないんですが、全て増額変更なんですよ。 コスト削減と言われながらね。しかも、その額が当初は6,000万で若干少なかった けども、その後は7億ですよ、7億。そして今回4億。全体トータルして見ると38億 円でスタートしたものが、もう今既に51億円という増嵩、増額されている。中身がど うあれですね。我々の一般的な受けとめかたからするならば、その一括発注方式を取り 入れたことによって、38億円が36億円に変更になるとか、変更契約とかでね、ある いは35億円になるということであるならば、ああ、やっぱりこの方式を取り入れてよ かったんだなと。そうすると我々もそれを認めてよかったんだなということになるんで すが、そういうことも見えてこない。逆に疑問だけが大きくなってくるという今のやり 方なんですよ。そして、それを理解しようとしても、そのような条件は皆さんは与えて くれない。資料は少ない、時間はないというのが今生まれている問題なんですよね。全 く理解できません。皆さんのきょう提案されてきたのがね。そして説明を求めれば、十 分な説明が返ってこない。総事業費がわからないというのはちょっとあり得ない話。何 回もこれまた確認しますが、総事業費があって、そして変更というんだったら、これに こういう異変があったからこれを変更してほしいということであるならば、それはそれ である程度理解できるところはあるのかなと。ちゃんとした説明資料とちゃんとした説 明をされればね。それもない。どうすればいいのか非常に悩むところなんですね。町長、 その辺のこの、自分たちの思いを主張するだけでなくて、私たちのこの思いもちょっと、 今いろいろ言ったつもりなんですが、そういう議会の立場からのほうのご理解はいかが でしょうか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この事業の進め方そのものについては、遠藤議員おっしゃると おりで、一番最初のこの復興計画に盛り込んだ段階での行動計画ですね、これ当時の時 間のない中でのラフな試算とはいえ、当然あるわけでございます。今ちょっと担当のほ うが、昔の資料を確認しながら整理を急がせているというようなことでございますけれ ども、当然それがあって、その後具体に3つの市街地に分かれて、まず一番最初の当初 の事業執行契約というふうな段階に入るわけでございますけれども、当初の工事のスタ ート段階では、全てのものを完璧に網羅できることじゃなくて、基本計画に基づくとこ ろで一定のものをそこに計上をしながらと。あとは実施設計をその都度繰り返しながら、 プラスアルファのところですね、構造を補強しなくてはならない、杭の本数、あるいは 軟弱地盤の関係とかですね、増嵩要因が当然出てきますし、新たなものが出てくる、あ るいは建設物価の関係ですね、この辺の反映というふうなことが時折々出てきて、その 都度変更させていただくという、そういう流れになってきております。相当程度我々も 努力しながら、できるだけ早めの共通理解が進むようにというようなことでやらせても らっているつもりでございますけれども、いかんせんご満足いただけるような状況にな っていないというのは、私ども大変反省しなくてはいけない部分ではございますけれど も、ぜひそういう大きな流れの中で、それぞれの場面で精度を高めながら、詳細設計を

しながら変更させてもらっているという大きな流れをぜひご理解をしていただきつつ、 携わるところについてはこれからももう少し資料の整理、提供の仕方、説明の仕方を工 夫をさせていただきながら、ぜひ今回の変更の部分についてもご理解を賜れればありが たいなというふうに考えるところでございます。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。どうも町長が出てくると話がこんがらがってしまうんですね。何か私たちに大人になれということを、何かおっしゃっているようなね、どうか大人になって私たちの言うことも理解してほしいと、今もいろいろ大変なんだからというね、そんなような話と今受けとめました。ということなので、さらに改めて確認したいんですが、何で、今の説明の中にもありましたがね、3回変更して、3回の変更ともさっきも確認しましたが、1回目と3回目、今回ね、今回追加提案なんですよ。それから、2回目は臨時議会で2日前、そしてもう1日限りの終わる議会なんです。そうすると、1日、2日で我々はその議案を見て勉強しなくてはならないんですよ。確認しなくてはならないんですよ。なかなか確認できません。とりわけその2回目の臨時議会のときにはな、あんな膨大な額になっている内容を、そういう出され方してるんですが、なぜ追加提案なのかお伺いいたします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この資料の17-1の変更理由にもありますとおり、我々としては復興庁サイドといろいろと設計の内容を説明し、理解をいただきながら工期の追加をお願いをしていると。そのできるだけ早いタイミングで次の議会等にお諮りをして、工事をできるだけ早目に進めたいというふうなことで、今回お願いをさせていただいているものでございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。これまた私の質問にはお答えにはなっていないという答えでし た。早くやってほしいというのは、何も町長だけの思いでなくて、我々の思い出もある んですね。そして、早くやるためには何をしなければならないのかということになって くるわけですが、ですからなぜ追加提案なのかと。我々にも理解をできるくらいの条件・ 状況は与えてくださいということを言っているんですよ。それに対しての今のお答えに はなっていなかった。町長には、我々議会に対して説明するという思いはあるのかない のか、大きな疑問を持ってしまします。こんな大事な提案ね、事業内容を我々には、先 ほど特別委員会とか何とかっていろいろ説明してきたという努力のあれは認めてくれみ たいな話がありましたが、こういうものもそういう意味では重要な事案なんですよ。さ らに言うと、本当に町長がこの事業を早く進めたい、進めて欲しいというのであるなら ば、何回も出てきますが、やっぱり共通理解、町長が強調する共通の理解を持つような 環境整備といいますか、状況をつくらなくてはならないのではないかと思います。そし て、それを保障するのはやっぱりその説明する機会がなければおかしい。これまでそう いう姿勢で臨んできたんでしょう。そしてやることもやってきた部分もあります。しか しながら、なぜこの件に関して、この坂元の件に関してはね、こういう形で我々に説明 を与えないで、一気に進めようとするのか。その辺が大いに疑問であると。

この件について長々とあれしてももう返ってくる回答も一緒だと、変わらないと思いますので、私はやっぱりこの問題については、そもそもにこの一括発注方式というものに問題がある、あらわれている。もろもろ、いろんなこの、その根源になっている。しかしながらも、この方式を、今またよみがえってきたオオバさん、あんまり固有名詞言うとうまくないけど、CMはどうなっているんだと、こういうときにこそ活躍するCM

ではないのかと思うんですが、その辺も聞いてもあれですから、そういった疑問も残り ます。年間7億、8億かけてやっているこの、その辺のСМがね、こういうときにこそ 活躍するのではないかと思うんですが、そういうのも見えていない。それはもうこの、 3市街地事業を進めるに当たって、まず債務負担行為で対応して、それから設計・施工 一括発注方式という新しい手法を取り込んだと。それからCM業務というもので今取り 組んでいるんですが、そのCM業務でも、これまたその業務の展開、仕事の展開、事業 の展開スムーズに早くという、あるいはこの責任を持った形で対応するというようなこ とでやられているわけですが、そのCM業務が本当に責任を持ってやっているんでしょ うけれども、なぜこんな変更契約、大きな変更契約、変更契約が生まれてくるのかとい うことについても疑問が残ります。ちゃんと当初にやることをやっていればね、変更と いってもそんなに大きな変更は生まれてこなくてはいいのではないか、そういう体制と 金を使ってやっている取り組みならば。が、なぜかこうした大きな額での変更が生まれ てくる。そして、その当初の事業計画が見えてこないもんだから何とも言えないんです が、最終的に、一番最初の疑問である、本当にここでとればいいんですけれども、さき ほどちらっと出てきた道合の問題のことがまた生まれてくると。この道合のことが来た ときに、あそこも地盤が相当どうもと言われているところで、それもやり始めて今度ま た不都合が出てきて、それまた変更になるということも、これまでの動きを見ていると それも想定したくないんだけれども想定してしまうというような現状がある。そうした ことも、こうしたことも、そういったところに、取り組みのところに問題が生じている のではないかと。その辺もこの時期であるいは見直さなければならない手法なのかなと いう疑問と問題提起をして私の質問を終わります。

議 長(阿部 均君)答弁はよろしいんですね。(「いや、答弁されるとまたお返ししなくてないから」の声あり)

議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。 ——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第73号平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市 街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

議 長(阿部 均君)日程第22.議案第74号を議題とします。

本案についての説明を求めます。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。では、議案第74号和解についてご説明申し上げます。 次のとおり損害賠償請求事件に関し和解したいので、地方自治法第96条第1項第1 2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

> まず初めに、提案理由を申し上げます。資料の最後のページのほうをご覧ください。 提案理由、仙台高等裁判所平成26年(ね)第154号損害賠償請求控訴事件に関し、 同裁判所の和解勧告に従い和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定 により提案するものでございます。

それでは、内容等について申し上げます。

- 1. 相手方控訴人でございます。住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。以後、指名等の部分につきましては略させていただきます。
- 2. 事件名、仙台高等裁判所平成26年(ね)第154号損害賠償請求控訴事件です。 なお、第一審は仙台地方裁判所平成23年(わ)第1753号損害賠償事件でござい ます。
- 3. 事件の概要でございます。町が設置し運営する東保育所において保育を受けていた控訴人、原審原告らの子が、平成23年3月11日午後2時46分発生した平成23年東北地方太平洋沖地震後の津波により死亡したことについて、町の保育委託契約の債務不履行等を主張し、損害賠償請求訴訟として提起されたが、平成26年3月24日、原審原告らの請求をいずれも却下する判決が言い渡された。この判決を受け、原審原告らは判決の全部を不服とし、平成26年4月4日、仙台高等裁判所に控訴を提起した。本件は第一、二審を通じ、21回の口頭弁論を経てきたが、今般裁判所から和解勧告が出されたものでございます。

和解条項につきましては、全部で6項目になります。

- (1) といたしまして、控訴人、つまりは町になります、被控訴人は東日本大震災に おいて本件保育所で保育中だった子らが死亡したことを重く受けとめ、心より哀悼の意 を表し、今後園児らの安全な保育に努めることを決意する。
- (2)被控訴人は控訴人各自に対し、本件和解金として各150万円の支払い義務があることを認める。
- (3)被控訴人は控訴人らに対し前項の金品を平成27年1月30日限り控訴人らの 指定する口座に振り込む方法により支払う。
  - (4) 控訴人らはそのような請求を放棄する。

裏面をご覧ください。

- (5)控訴人らと被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には本和解条項に定めるもののほか、何らの債権・債務がないことを相互に確認する。
  - (6) 訴訟費用は第一、二審を通じて各自負担とする。となります。

以上、議案第74号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を 賜りますようお願い申し上げます。 議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから討論を行います。 — 討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第74号和解について採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第23. 議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

用地・鉄道対策室長(渡辺庄寿君)はい、議長。議案第75号土地の取得についてご説明を申し上 げます。

議案の概要につきましては、皆さんのお手元に配布しております資料No.18でご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上かつ5,000平方メートル 以上の土地取得について、議会の議決を要するので提案するものでございます。

1としまして、取得の目的ですが、山元都市計画1団地の津波防災拠点市街地形成施 設時の新山下駅周辺地区の用地として取得するものでございます。

取得の内容でございますけれども、議案に記載しております浅生原字新田13番外4 筆、計5筆で、対象者は1名になります。

用地の取得場所につきましては、次のページの取得状況図をご覧ください。この取得 図の中で、黄色で着色してある5筆でございます。この部分が今回提案いたします用地 でございます。

どうかご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

- 議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。
  - 5番(竹内和彦君)はい、議長。今説明を受けましたが、今回の取得予定はこの図面を見ますと 黄色いところでありますが、この白いところ、残っている部分は、これどうなるんでしょうか。
- 用地・鉄道対策室長(渡辺庄寿君)はい、議長。この残っている分につきましては、今後とも地権者のほうに誠意で用地交渉をお願いしたいということで、今後とも交渉を続けていくつもりでおります。
  - 5番(竹内和彦君)はい、議長。この、今回の白いところは、今回はだめだということだったんですか。

- 用地・鉄道対策室長(渡辺庄寿君)はい、議長。今回のこの分につきましても、できれば全筆をお願いしたいということをお願いしましたんですけれども、地権者の方が農業をやっているもんですから、この場所で営農を続けたいということで、今回は当然インフラ関係、道路等がありましたので、その分については協力しようということで、今回はこの部分は協力していただけなかったということでございます。
  - 5番(竹内和彦君)はい、議長。今回は協力いただけないということなんですが、それでは、次 に協力していただけるということなんでしょうか。
- 用地・鉄道対策室長(渡辺庄寿君)はい、議長。私たちとすれば、次回で了解していただければいいんですけれども、先ほど申しましたように、全筆でお願いしたいということで、2回ほど行ってお話したところ、この部分だけだよと言われていますので、こちらとしては何回か行きまして、できれば契約に応じてもらえるように努力したいと思っております。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(阿部 均君)これで質疑を終わります。
- 議長(阿部 均君)これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(阿部 均君)討論なしと認めます。
- 議 長(阿部 均君)これから議案第75号土地の取得について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第24.議案第76号を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、議案第76号平成26年度山元町一般会計補 正予算(第4号)についてご説明いたします。

> まず、今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ300万円増額し、その結果、歳 入歳出の総額が245億2,051万円となっております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費第11目諸費におきまして、補償・補塡及び賠償金として300万円計上しております。こちらにつきましては、先ほど議決いただきました議案第74号和解についてに関して、和解条項の中に和解金の支払いがあるということで、そこの部分300万円を補正するものでございます。

5ページをお開きいただきまして、歳入でございますが、歳入につきましては全額財 政調整基金の取り崩しにより対応するということで考えております。 以上が4号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 ――討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第76号平成26年度山元町一般会計補正予算 (第4号) を採 決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第25. 諮問第1号を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

まず初めに、裏面をお開きいただきたいというふうに思います。

前委員の町外転出による資格喪失に伴い、欠員の補充について仙台法務局長から推薦 依頼がございましたので、新たに鷲足地区在住の太細のぶ子氏を推薦するに当たり、議 会の同意を求めるものであります。

次ページに太細氏の履歴書をおつけしております。ご理解の上ご同意賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 ——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

- 議 長 (阿部 均君) これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議 会先例 9 1 番により討論を省略します。
- 議 長 (阿部 均君) これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採 決します。

お諮りします。

本件は適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

議長(阿部 均君)日程第26.議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は決定しました。

この際、お諮りします。

ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定しました。

議 長 (阿部 均君) 日程第27. 閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布の とおり継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長(阿部 均君)日程第28.総務民生常任委員会に付託中の議案第52号、議案第53号、 議案第54号、議案第55号について、審査期限の延期の件を議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号については、会期中に審査を終了するよう期限をつけましたが、同委員会委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定によって、平成27年第1回山元町議会定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。

委員長の要求のとおり延期することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号についての審査 期限を委員長の要求のとおり平成27年第1回山元町議会定例会まで延期することに決 定しました。

議 長 (阿部 均君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 会議を閉じます。

これで平成26年第4回山元町議会定例会を閉会します。 大変ご苦労さまでございました。

午後5時08分 閉 会